

令和2年12月10日
(木曜日)

令和2年 第8回幌延町議会 (定例会)
会議録 第1日目

議 事 日 程

- | | | |
|----|--------|--|
| | | 開会宣告及び開議宣告 |
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 諸般の報告 |
| 4 | | 行政報告 |
| 5 | | 一般質問 |
| 6 | 同意第1号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 7 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 8 | 議案第1号 | 幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 9 | 議案第2号 | 幌延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 10 | 議案第3号 | 幌延町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について |
| 11 | 議案第4号 | 幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 12 | 議案第5号 | 令和2年度幌延町一般会計補正予算（第6号） |
| 13 | 議案第6号 | 令和2年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 14 | 議案第7号 | 令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） |
| 15 | 議案第8号 | 令和2年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 16 | 議案第9号 | 令和2年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 17 | 議案第10号 | 令和2年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 18 | 議案第11号 | 令和2年度幌延町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 19 | 発議第1号 | 懸案事項促進要望のための議員派遣について |
| 20 | 発議第2号 | 閉会中の継続調査について |
| | | 閉会宣告 |

本日の会議の順序

		開会宣告及び会議宣告
日 程 第 1		会議録署名議員の指名
"	2	会 期 の 決 定
"	3	諸 般 の 報 告
"	4	行 政 報 告
日 程 第 5		一 般 質 問
		休 憩 宣 告
		開 議 宣 告
日 程 第 6		同 意 第 1 号
"	7	諮 問 第 1 号
"	8	議 案 第 1 号
"	9	議 案 第 2 号
"	10	議 案 第 3 号
"	11	議 案 第 4 号
"	12	議 案 第 5 号
		休 憩 宣 告
		開 議 宣 告
日 程 第 13		議 案 第 6 号
"	14	議 案 第 7 号
"	15	議 案 第 8 号
"	16	議 案 第 9 号
"	17	議 案 第 10 号
"	18	議 案 第 11 号
"	19	発 議 第 1 号
"	20	発 議 第 2 号
		閉 会 宣 告

出席議員（8名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	斎 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦
	5 番	無量谷 隆
	6 番	吉 原 哲 男
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町 長	野々村 仁
農業委員会会長	小 島 和 博
代表監査委員	成 田 義 弘
副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	木 澤 瑞 浩

総務財政課長	藤 井 和 之
住民生活課長	早 坂 敦
保健福祉課長	村 上 貴 紀
企画政策課長	角 山 隆 一
産業振興課長	山 本 基 継
建設管理課長	島 田 幸 司

総務グループ主幹	伊 藤 崇
財政グループ主幹	古 草 勝
建設管理課技術長	植 村 光 弘
総 務 係 長	渡 邊 智 民

教 育 次 長	伊 藤 一 男
---------	---------

国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩 川 実 樹)
国民健康保険診療所事務次長	若 本 聡

農業委員会事務局長	(山 本 基 継)
-----------	-----------

選挙管理委員会事務局長	(藤 井 和 之)
-------------	-----------

事 務 局 長	藤 田 秀 紀
主 事	満 保 希 来

(10時00分開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第8回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において、5番 無量谷隆君、6番 吉原哲男君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、12月10日から14日までの5日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、12月10日から14日までの5日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

本定例会に付議されている『幌延町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例』の制定にあたり、11月27日に地方自治法第243条の2第2項の規定により、議長において、あらかじめ、成田代表監査委員と植村監査委員に意見を聴取したところ、同日付で同意する旨の回答を得ました。そのほか、議長としての報告事項は、配布した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次行政報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会12月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況について、ご報告いたします。

幌延深地層研究計画の状況につきまして、今年度開催いたしました「幌延深地層研究の確認会議」での確認結果と合わせご報告いたします。昨年8月2日に原子力機構から提出のありました「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」につきましては、5回にわたり開催した確認会議や原子力機構理事長及び北海道知事との面談を通じて計画の内容を確認し、同年12月9日開催の第8回幌延町議会定例会において、三者協定遵守を前提に受け入れを表明したところですが、本計画の受け入れにあたり、令和2年度以降につきましては、確認会議を通じて、毎年度ごとに「前年度の研究成果及び当年度の研究計画が、三者協定に即して進められているか」確認することとしており、今年度は「令和元年度調査研究成果報告」及び「令和2年度調査研究計画」について、原子力機構から内容説明を受けたのち、北海道、幌延町

及び専門有識者からの質疑、また、確認会議開催にあたり、北海道が道民から募集した質問について、8月31日、10月16日、10月23日の計3回で確認を終え、確認会議座長から、三者協定との整合性等について確認できた旨、令和2年10月23日付け文書により報告を受けました。幌延町といたしましても、本報告等を踏まえ、三者協定にのっとり研究が進められていることを確認いたしましたので、その旨を原子力機構理事長へ令和2年11月4日付け文書により通知しております。

幌延深地層研究センター地下施設は、最終処分場としない場所で技術を磨く、国内唯一の「ジェネリック地下研究施設」として、その研究成果のみならず、地層処分に関する知識の普及や情報提供の場としても重要な施設でありますので、町として引き続き、原子力機構に対し、安全管理に細心の注意を払いつつ、三者協定の遵守を大前提にきめ細やかな情報の発信のもと、地層処分技術の基盤整備推進に取り組んでいただくよう求めてまいります。

お配りした資料には記載ありませんが、追加でご報告させていただきます。

令和3年1月6日に開催を予定しておりました新年交礼会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、参加者及び関係者の皆様の健康と安全面を考慮した結果、中止することにいたしました。ご参加を検討いただいていた皆様には、ご迷惑をお掛けすることとなり大変申し訳ございませんが、何卒、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第8回 幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教育長 木澤瑞浩君

幌延町議会12月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告いたします。

始めに、学校教育について、申し上げます。各学校は、現在のコロナ禍において、引続き、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に沿った感染予防対策を講じながら、学習活動に取り組んでおります。10月には、感染防止対策に努め、学芸会・学校祭を、無事、開催することが出来ました。また、幌延中学校では、道教委の「令和2年度子ども心に響く道徳教育推進事業」の採択を受け、10月28日に、北海道在住のフードディレクター、貫田桂一氏を講師に招き、「やさしい食育で才能をのばす」題して御講演を頂きました。部活動の関係では、幌延中学校2年・岡田大輔くんが、11月7日名寄市で開催された、名寄地区中学生新人バドミントン選手権大会の男子シングルスで優勝し、来年1月9日から北見市で開催される、第39回北海道中学生新人バドミントン競技選手権大会の出場が決まりました。全道大会での活躍を期待するところです。次に、社会教育について申し上げます。

各社会教育施設は、道内や管内の感染状況を注視しながら、徹底した感染予防対策を講じ、利用者の皆さんの御協力を得ながら、施設運営に努めております。各種社会教育事業につきましても、国・道からの通知や、近隣の教育委員会と情報共有しながら、慎重に執り進めているところです。スポーツ少年団活動では、道内の少年野球チームの技術向上などを目的とする北海道選抜チームの一員に、幌延小学校6年新野農くんが投手として選出されました。

新野くんは、12月19日から、岡山県倉敷市で開催される2020西日本選抜学童軟式野球倉敷交流大会に出場します。大会での活躍を期待するところです。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

4 番 植 村 敦 君

一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見通せない状況のなか、その対策と予防に日夜努力し尽力されている関係担当者の皆様に感謝と敬意を表し衷心より厚く御礼申し上げます。その様な時期ではありますが、町民の「くらしと生活」に関係する事柄を2点ほど伺いたく、一般質問させていただきます。

一つ高齢者保健福祉の充実について。

今年度中に策定される第6次幌延町総合計画では、町の目標人口を令和11年度2,100人としており、人口2,000人を割り込む時期が現実的となってきました。町長や私達が、町政に関わり、町の活性化を目指した平成15年には2,700人以上あった人口が僅か18年経過した現在では2,300人程度と400人も減少しており、当然、高齢化率も30%近くになっております。

また、高齢者の単身世帯も現在で130世帯あまりと急増しており、これらを含む高齢者福祉対策が急がれる状況になっています。

町は幌延福祉会や社会福祉協議会と連携をしながら、いろいろな支援事業を展開している事は承知していますが、改めて今後の高齢者保健福祉のあり方を伺います。

①単身高齢者が入居出来る小規模ケアハウスの開設について伺います。令和元年9月議会の一般質問で単身高齢世帯の意向調査をしながら検討すると答弁していますが、の後どの様な内部協議がなされたか伺います。

②単身高齢者向け緊急通報システムについて伺います。単身高齢者の安心・安全を期すために、このシステムが導入されておりますが、現在何件に設置されておりますか。また、その利用状況はどの様になっているか伺います。

③新型コロナウイルス感染症拡大に伴う今後の支援事業の展開について伺います。新型コロナウイルス感染症拡大が札幌圏を中心に、ほぼ全道に広がりを見せ、過疎地域も例外ではありません。その様な中で、一番に心配されるのが高齢者の引きこもりによる運動機能の低下や疾病発見の遅れ、認知症の加速等ではないでしょうか。これらをケアするには、介護を必要とする高齢者宅に直接訪問する訪問看護ステーションなどの設置による在宅医療の提供体制を充実すべきと考えますが如何ですか。

④高齢者保健福祉支援事業の点検評価の必要性について伺います。高齢者に対する保健

福祉支援事業は社協を始め、社会福祉法人など複数の団体が関わり進められています。これらのサービス事業が将来的に、より良いものにしていく事が大切だと考えています。町として1年1回は利用者の意見や要望などを聞き取り（アンケート）、事業に反映する仕組みが必要と思いますが如何でしょうか。

町道の改修整備事業について伺います。平成26年頃までは町道整備計画が示され、町民の方々もそれぞれ自分の生活環境整備に理解を示されていたと感じています。しかし、その後は、道路整備に係る有効な補助財源が乏しくなり、整備計画どおりに改修整備が出来なくなったとの事です。また、併せて橋梁長寿命化事業が施工された事も大きく影響していると理解しています。しかしながら住民にとっては、日常の生活や防災等に欠かせないのも事実だと考えます。特に市街地区の3路線について、その改修整備が急がれると感じていますが如何でしょうか。①幌延北進線②三条仲通線③駅前仲通線、これらの改修整備予定を伺います。

また、今後の町道の改修整備事業の施工方法に変更はあるのでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

植村議員のご質問にお答えします。

1 問目の「高齢者福祉の充実について」の 1 点目「小規模ケアハウス等の単身高齢者が入居可能な施設の開設に向けた協議状況」に関するご質問ですが、現在、保健・福祉・医療の担当者が、本町の現状と課題について情報を共有するとともに、地域包括ケアシステムの構築を含め、高齢者の住まいとサービス提供体制について協議を進めているところであります。また、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とした第8期介護保険事業計画の策定に向けたアンケート調査を本年10月に実施し、現在集計作業を進めているほか、保健師や介護支援専門員が高齢者宅を訪問した際に直接お伺いしたニーズの集計段階に入っております。本調査結果を基に、今後は関係機関を交えて協議を進めていきたいと考えております。

2 点目の「緊急通報システム」に関するご質問ですが、現在10世帯に設置しております。利用状況につきましては、委託先事業所の看護師から設置されている方に対し、生活状況や体調面の確認等をお伺いする電話が月1～2回定期的に行われているほか、設置されている方からの相談や連絡が年間約10件となっております。また、緊急対応が必要な通報は直近5年間で3件あり、いずれも救急要請による搬送対応です。なお、本年度は0件です。

3 点目の「訪問看護ステーションなどの設置」に関するご質問ですが、1 点目の内容とあわせ、担当者において検討を進めているところでございます。現在集計中のニーズ調査の結果を踏まえ、更に協議を進めていきたいと考えております。

4 点目の「高齢者保健福祉支援事業の点検評価の必要性」に関するご質問ですが、現在は、保健師や介護支援専門員が訪問の際等に、意見や要望等を直接お伺いし、関係機関と情報共有しながら事業を展開しているところです。議員がおっしゃるように、1年に1回アンケート調査を行う等の方法もありますが、アンケート調査への回答は高齢者にとって負担が大きいのご意見も多く寄せられていることでもありますので、今後も、各種機会を通じて都度聞き取りを行い、事業に反映していきたいと考えます。

次に2問目の「町道の改修整備事業町道の改修整備事業」に関するご質問ですが、町は、

平成24年6月1日、平成28年2月25日に開催されました常任委員会において、道路事業における年次計画をご説明させていただいております。

議員ご承知のとおり、当時は最初の橋梁点検のみが事業計画に計上されていましたが、その結果から町内にある91橋のうち、補修が必要とされる橋梁が年々増加しており、昨年度の橋梁点検では、早期措置段階であるⅢ判定が9橋、今年度も数橋梁点検が同じ判定になることが予想され、次回点検においてⅣ判定の通行止めとなる可能性が極めて高く、それまでに補修をしなければならないなど、当時、常任委員会で説明した年次計画時の社会情勢とは大きく異なっているのが現状です。

ご指摘の3路線については、町政懇談会などでも道路改修の要望がある路線であります。先ほどもご説明いたしましたとおり、優先的に補修せざるを得ない橋梁が多くあることなどかおり、優先的に補修せざるを得ない橋梁が多くあることなどから、事業着手が遅れている状況であります。

現段階における路線ごとの考え方としまして、1点目の幌延北進線については、沿道に北部送電網の資材置き場があり、大型自動車の往来が今後も継続的に続くことかき場があり、大型自動車の往来が今後も継続的に続くことから、送電網整備終了後に事業着手したいと考えております。

2点目の3条仲通線については、現状の道路線形で改良を進めると、一部、民地が関係してくるため手続きに時間を要すると思っておりますが、手続き完了後には、改良に向けた調査を検討していきます。

3点目の駅前仲通線については、地域住民のみならず公共交通仲通線については、地域住民のみならず公共交通機関からも要望があるところありますので、調査を検討していきます。

私は「自然に恵まれた安全で快適なまちづくり」を進めるためにも道路環境整備はとても重要なものと認識しております。町の全体予算と事業の量や優先度などとの調整を図りながら、町道の改良整備について、検討していきたいと考えております。

最後に今後の町道の改修整備事業の施工方法に変更はあるのかとのご質問につきましては、今までの施工方法と同様に今後も進めていくものであります。

3 番 植 村 敦 君

再質問させていただきます。

まず1問目の小規模のケアハウスに関することですが、内部で、現在、協議をしている最中ということでございますけれども、この問題は、我々議会議員がどうなってるんだって言って提唱してから、もう何年も経過してきてなかなか実現が出来ないと。

近隣の町村では、それなりの対応がされているように見受けられるんですけども、なかなかかわが町では、入居者の経費負担等々の問題もあり、実現出来ないということでございます。

施設の中身としては、ある程度、軽症な介護の必要な方が入居できる施設というふうな、共同生活ができるというような施設を、町民の多くは想定してるんだろうなというふうな思ってますけれども、担当として、どのようなケアハウスを想定して、協議をしているのかお聞きします。

町 長 野々村 仁 君

お答えをいたします。

担当者としてというか、保健婦、また町、それから介護、診療所、含めての会議を発足させているところでもあります。ケアハウスをつくるという形で進めている話ではありません。今の状況の中で、以前も、一般質問の中で私も御説明したとおり、ケアハウスをつくるということになると、どうしても10万円台のお金以上がかかってしまっているという状況を見れば、国民年金で加入をされている個人事業主の方々にとっての負担は、相当大きなものだというので、もっと、低家賃なもので、そういうことができるかということ、考慮すべきかなということ、調べてきているところですけども、やはりそれにしても、そういう拠点をつくるにしても、配置者、きちんとした人の配置をするということに、人件費がそれなりにきちんとした定着をさせなければならないという、そういう課題が一つ大きくのしかかってくる。どうしてもその負担の率はでかくなるということでもあります。

今、一生懸命アンケートをそういう部分も含めて、今回とらせていただいている結果で、今月の末ぐらいに全部集計が終わると思いますけども、まだその分だけをちょっとはついたようなところを考えてみれば、そういう施設があっても、負担が大きいのか、どういう形で、中身を精査しなければわかりませんが、全体的に、そういう方々で、まだ考えていない、または、今、考えられないという方を含めると、アンケート戻ってきている率の中で70%がそこに移らないという、そういう今アンケートが出てきてます。

その中で、後の3分の1も満たない数ですけど、70人ぐらいが、そういうのがもしかあったら利用したいということが、健康者、65歳からのアンケートですから、そういう形でアンケートは、今、さらっとその部分だけを覗けば。ただ、その裏には何が中身があるかっていうのをまだまだ集計していかないとわからないですけども、その中で一番身近だと思われるのが、介護を受けている方とか、それから、介護者という形のランクだけを拾い集めてみますと、その中でも、やはり高額な部分では入られない。金額も提示したんですけど、7万円以下5万円以下でないとは入らない。そこには移らないという方が半分以上だったというところでありました。まだまだ、この裏もとらないとわかりませんが、数字的にそういうニーズで、集まって住居を共同で入りたい。施設というよりも、マンション的なところでそういうふうに入りたいという意見の方々が7名程度ピックアップ、今のところ出ているというところでもありますので、どちらにしても、その需要はあるんだということだけは認識してございます。

それらも含めて、どういうスタイルがいいかというのは、今、協議会の中で、どういうタイプならできるという形をとる。やっぱり包括ケアシステム的に訪問診療だったり訪問看護だったり自宅が愛着があってという方の意見が相当多かったというところを見ると、そういう部分の充実がいいのか。だから先ほど議員もおっしゃったとおり、訪問看護ステーション的に、移動させながら訪問診療、訪問看護、そういう向きになるのか、その辺を今後詰めていくべきだと私自身は考えてます。

4 番 植 村 敦 君

はい、わかりました。

なかなか、今、町長言われるような大きな課題が、この施設を開設するにはあるというこ

とは、私たちも以前からそういう認識は思っております。

ただ、やはりこれだけ単身の高齢者が増えてきているという現状を考えると、やはり、一人暮らしでの不安解消ということも、大きな政策の一つに掲げていかなければならないことかなというふうに考えております。

介護度によって、入居の対象者になる、ならないという話はあると思いますけども、できるだけ幌延の町の実情に合った小規模の、余り大規模になってくると高齢者が共同生活をすることに関して、またそこで内部的な難しい人間関係が生まれてくるというようなことも聞き及んでおりますので、小規模な施設というものを、ぜひ、幌延タイプのそういった施設を今後とも検討してほしいなというふうに、重ねて、お伺いします。

また、前回の定例会のときに、個人住宅を持った人への希望アンケート調査をすると町長明言されましたけども、その点がやられているのでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

今のこのアンケートの中に盛り込んだ状態で、個人住宅で移り住みますか、もしくは、そういう施設が出来たら移り住みますかみたいな設問で、今一緒にやってる集計のところでもあります。

その中で、やはり愛着があるからっていうのが50%を超えてるということで、まだそこも裏がわかりません。どういう意味で書かれてるかっていうのは、これからアンケート集計をしないと、本当の移り住みたいという人たちが見えてこないんだと思いますけども、今のところ、表面で見えて、移り住みますか移り住みませんか愛着があるからとかっていうアンケートでは、50%程度の方々が、愛着があって、離れられないという、そういう御回答でございます。

4 番 植 村 敦 君

それでは、2番目の緊急通報システムに関する再質問をさせていただきます。

まず、この緊急通報システム自体ですけども、これ幌延でこのシステムを採用されたのは何年。私記憶では、もうほぼ20年近くになるのかなというふうな気がしてますけどもいかがでしょうか

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

緊急通報システムの設置の開始につきましては、申し訳ございません。設置の正式な年限については、手元に資料がないのでお答え出来ないんですけども、担当者となってっていうことで考えてみて、今議員がおっしゃられたとおり、20年以上30年近く前の開始ということだと認識しております。

4 番 植 村 敦 君

はい、わかりました。

私も議員になって18年目ということなんですけど、そのときには既にこのシステムが確立されてたということを記憶しております。ということは、このシステムを採用して、かなりの時間が経過してきているということだと思います。この種のシステムというのは、日進月歩、本当に技術革新がすばらしいものがあるんじゃないかなというふうに感じております。できれば、もっと安易に、安易というのは言葉悪いんですけども、的確に緊急通報システム

を利用できるような、新しいシステムに切替えていくということは考えてないでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

はい今のところ新しいシステム、今の24時間体制できちんと委託先のほうで、きちんとやっていただいている状況から見れば、今のシステム、機械とか装置はそれぞれ進化してるんですけども、いつでも、時間対応ができるそのシステムについて、今のところ、このシステムから、どっか別にとかという形は今のところ考えていないところです。

4 番 植 村 敦 君

決して悪いシステムではないと思うんですけども、私の記憶というか、最近の事例ですと、結構、孤独死が発生しているという状況も確かなことじゃないかなというふうに思っております。というのは、恐らくそういうところには、このシステムが設置されていたんだろうなというふうに私は思ってますけども、そこにたどり着く前に絶命されてしまったというケースがかなりあるのかなというふうに感じております。いざという時には、私もそうですけども、混乱して、何をどうしたらいいかという事が起きる。その中で、冷静にそのシステムのボタンを押して、緊急を知らせるという行動が行為が高齢者の方に、果たして、適切な支援システムなのかなというふうな気がしております。

先ほども言いましたけども、この種の技術革新というのは、すばらしいものはあるんじゃないかなというふうに私は想像しますし、おかげさんでうちの町も各家庭に告知端末の関係で、機械ケーブルが設置されていると思います。それらを活用した新しいシステムを今後検討して、速やかに、もしそういう良いシステムがあれば、採用していくということを考えてほしいと思うんですけどもいかがでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

確かにそれぞれいろんな形で情報を得てるという方法もあるかと思っております。強いて言えば、極端な話になれば、本当にそれぞれカメラがついているというところまである。しかしながら、やっぱり個々のうちでございますので、そういう監視が本当にいいのか悪いのかも含めて、常に施設の中、特定なところだけだったら、そういうことも可能なのだろうけど個人の住宅についてそういうこと自体がいいのか、または、温度センサーで動きの感知とかっていうのがありますけども、そこ自体も、部屋全体が全てが網羅されてるかという、なかなかそういうことでもないし、だけど、やっぱりこのボタンを押さなきゃ発信しないというタイプが本当に倒れたときに自分でボタンを押せるのかというそういう不安要素もあるという、なかなか難しいところなんだろうと思っております。

今後、今、それぞれ、こういう施設のことでも、診療所から含めて、我々の担当者が集まっています。その中でも、今のこういう形がいいのか、それとも、もっともっといい事例が安価で、24時間体制で監視をして、やっていただけるような事業があるのかも含めて、それぞれ、議論していければいいかなという気はしてございます。

4 番 植 村 敦 君

ぜひ検討してみたいかなと思います。

現在では、腕時計タイプのスマートウォッチっていうんですか。体温から脈拍数を認識できるものも出てきている。歩数計もついているというようなそんな良いものもあります。それ

を光で拾いにとって、遠くに離れている身内、または、そういった集中管理している看護師さん等に常時、異常を連絡、本人が意識的に通報しなくても、そういったところに異常を知らせるシステムということが今後できるんでないのかなというふうに私は思ってますんで、ぜひ、そういった時には、これ近年では実験ということですけども、今までずっと見てると最初の24年には16件ですか、16件13件という形で推移しております。そんなに極端に数が増えてないのかなと、逆に少なくなってきてるっていうのは、ちょっと私も疑問なんですけども、それだけ、ほかの面でケアをしてるんだなというふうに理解をしていますけども、さらに安心して暮らせるようなシステム、本人に負担のかからないようなシステムをちょっと町としては考えていってほしいなというふうに思いますけどもいかがでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

今議員おっしゃられたような最新のなものではそういうこと自体も数多くあるというふうに伺ってございます。それらも含めて、今のどういう安心安全でこの町に住んでもよかったと言えるような町にするための施策の一つとしてどう考えていくかっていうのもその協議会の中で議論しながら、今の体制が本当に、相当欠陥があるのか、そういうことも含めて、それぞれ協議をしながら、そういう補助的な通信システム、緊急通信システムというものの自体の在り方も考えながら、考慮していきたいなと思っております。

4 番 植 村 敦 君

4点目の高齢者の保健福祉支援事業の点検評価の必要性ということに関して再質問させていただきますけども、答弁で、その都度、年に1回、保健婦さんや介護士の専門委員の方が、訪問の際に、意見等を聞き取りして事業に展開しているということでございます。

正確には、これ、事業を見直して、ここはどうしても都合悪いということで見直すという部分っていうのは、この計画が策定される4年に1度ということになるんでしょうか。その都度改善していくということなんでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

大きな変化というか、そういう流れのときには、3年ごとのこういう大きなアンケートでやってるということですけども、詳細に聞き取りで、それぞれ需要がある、要求、要望があるとかっていうところの詳細は年ごとで、きちんとそれを対処していったらということでありませう。

4 番 植 村 敦 君

この介護の事業福祉に関しては、誰もが、この町に暮らして最期を看取るまで、誰もが世話になる事業かなというふうに思っております。そういう面で、うちの町として、これに関して事業展開、民間1件、町であと1件という本当に少ない事業所の中で、事業展開していかなければならないということが現実だと思います。やはり、その中でも、ほかの町に負けないようなサービス提供ができる自治体だなということが評判になるぐらいやっぱり必要でないのかなというふうな気がしております。そのためには、やはり、計画を立てて、実行して、それを改善して、また、新たな計画を立てるという、事業計画の中ででていますPDCAサイクルっていうんですか、このことが非常に重要な今後のやはり事業の改善につながっていく大きな重要な施策の一つかなというふうに思っております。決して、今現在行われて

るサービスの質が悪いとかっていうことではありません。本当にいろんな面で、利用者に対していろいろな配慮しながら、やられているということは、十分承知していますけども、いかにせん年をとってきて、高齢になってくると、私もそうなんですけども、僻みっぽくなるというのは、これ仕方ないことかなというふうに思っております。そういった人たちの意見を聞きながら、改善していくという作業は、非常に担当をする人たちにすれば、大変な作業かなというふうに思うんですけども、できれば、1年に1度ぐらいは、そういったしっかりとした聞き取りをしながら、お互いに連携をとって、信頼されて、事業展開していったほしいなというふうな気がしておりますので、もう一度その点について伺いたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

議員言うまでもなく本当に皆さんの聞き取りもしっかりしていただいて今それに反映をさせているってところが今の現状だと私自身も認識をしております。実際問題、この計画でアンケートで戻ってきてるのっていうのは、前回やったときでは50%程度、今回お願いをして、ようやく60%台に上がるというぐらい低い。あとの残りの人は、それでいいかということではなく、丁寧に聞き取りをしながら、その施策を盛り込んでくれるということでもあります。

直にそれぞれ担当部署の方々に、その情報を有効に使いながら、どうあるべきかということとは、我々、その部分で、今後協議をしながら、決めていくことだと思っておりますので、今後とも、それぞれの皆さんの御意見をお聞きしたときには、担当部局、私にもお知らせをいただきながら、その情報を加えていきながら、盛り込んでいければと思います。

4 番 植 村 敦 君

どうかよろしくお願ひします。先般、宗谷新聞で、横出しサービスの詳しい事業展開の記事が載ってました。本当に、あれ一つとっても、うちの町としてああいうことをやってるんだなということ、町民の広く多くの皆さんの目に留まったということは非常にいいことだなというふうに思っております。ああいう事業っていうのは、きめ細かな介護支援活動という部分では、本当に良い事業展開だなというふうに思ってますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

時間もあれですんで、最後の道路の改修事業に関する再質問に入らせていただきます。

私も町長の答弁どおり、橋梁の長寿命化事業というのが非常にせっぱ詰まっているということは認識しております。

判定が4になるということになれば、本当に、住民の生活に大変な問題支障を来す。迂回路があるところであればいいんですけども、迂回路のない場所になりますと、仮橋、仮道路をつけなきゃならないというような大きなことにもなります。その点は理解してはいるんですけども、併せて、やはり、町の中の道路の整備もきちんと進めてほしいというふうに思っております。

先ほど幌延北進線に関して、北部送電網の資材置場の関係で、大型車の往来が継続的に続いているということでございます。改めて、この事業は、令和3年で終わるんですか、それとも4年なんですか。以前からの期間でいくと、令和3年ぐらいで終わるような気もしてるんですけども、どうなんですか。

建設管理課長 島田幸司君

お答えいたします。

以前ですね、先月ですか、北部送電網の方と協議をする場がありまして、そのときにお聞きしているのは、令和4年度までというふうにお聞きしています。

4 番 植 村 敦 君

今やってる事業は、令和4年度まで続くということですけども、となると、やはりそれ以降、調査から始まって、着工になるとさらに2年ぐらにかかるとかなど。もし、財源が見つかったとしても、それぐらいの期間が必要となるのかなと思いますけども、そうなんですか。

町 長 野々村 仁 君

調査はもう既に終わっているというところで、延期になってるというところですけども、また再度、仮調査等はあるんでしょうけども、令和4年度に終われば、令和5年度ぐらいから進められるというところがありますけど、先ほどから言っているとおり、複合的に全ての道路が一遍に全部できるっていう、そういう話ではないので、その時点は現地の方々にごく優先しなければならぬかを御相談しながらやっていかなければ、パズルはうまくはならないんじゃないかなと思ってます。

新しい情報では、今年度、調査をした橋梁についても、7橋から8橋がでたということで、これで17橋で3判定が出てしまったということでもありますので、その辺は、十分御理解をいただきながら、事業は着実に、何とか要望のとおり、危険度があるところから進めていきたいなというふうに思ってます。

4 番 植 村 敦 君

この東町の通りですけども、調査が既に終わってるということで、そんなに調査には時間がかからないんじゃないかなという町長ですけども、ほかの道路、3条仲通りに関しても、これは調査から始まって、全部やっていかなければならないということなんだと思いますけども、1回目の答弁で言うとおおり、民地の関係で手続に時間を要しているということでございます。単独でできるのか、全部がかなりな大きな部分が、そういった民地との関係で事が動かなくなってるのか、できることから手がけていければというふうにも願うんですけどもどうなんでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

民地が細長く、ずっと、今までもう道路になってるところでもありますけども、今の現状のままをそのままということには、民地の解消がなかなか出来ない。

今、一生懸命、担当のほうでも何回かお会いをしながら、少しずつ進めてるところでありますけども、その部分の形をどうするかということも全体的に含めて協議を進めて調査をするということになろうかと思ってます。

4 番 植 村 敦 君

この道路は、道道を挟んでの町道になろうと思いますけども、反対側から手がけてくるということにはならないのかなというふうに気がするんですけども、いかがでしょう。

町 長 野々村 仁 君

どっち方からっていう形で急ぐ側のほう、住民の要望が強いところのほうから、やはり進めていくべきだと私自身は考えてます。そこは、以前からも御指摘があったとおり、以前から計画があったというお話で町政懇談会でも出ておりましたし、でもまだ危険度的にはそれほど高くないんで、今の橋梁だったり、いろんな危険度合いの高いところを優先してやらせていただきながら、進めてきたというところはあろうと思っております。

ただ、民地がきちんと解決をするなり、道路線区を変更しながら、皆さんがそれでいいということであれば、そこ時点ではそれを調査をしながら進めることは、やぶさかではないかなという気は私はしております。

4 番 植 村 敦 君

この民地の交渉っていうんですか、お話し合いというのは、やっぱり時間を要する案件なのかなと思いますけども、ぜひとも、地権者との御理解を得ながら、速やかに、この改修をしてほしいなというふうな思いでおります。

最後の駅前仲通ですけども、ここに書かれてるとおり、公共交通機関からの要請が出てるという話でございます。私が見ても、それが1番気にしていたところですよ。あそこの建物っていうのは、はっきり言って、沿岸バスですけども、バスの車庫、それから、待合室があります。かなりの地盤沈下によって、落差はついてしまってるという状況でございます。

私たちにとって、バス路線というのは、本当に必要な大事な公共機関でございますので、何とか要望にこたえて、対処してほしいなというふうに思っております。

私の記憶としては、国鉄羽幌線の代替の基金で、あそこが出来たというふうに理解しているんですけども、建て主は、町ということで理解してよろしいでしょうか。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

お答えします。

建物自体は、沿岸バスの運転士の宿舎、並びに沿岸バスの車庫については、沿岸バスが建てられた建物です。

4 番 植 村 敦 君

当初から代替の基金を使って建てたという記憶が残ってて、町が建てて対応してるのかなというふうに思っておりましたら、今の課長の答弁で、沿岸バス会社が建てたということで建てるのに当たっては、その基金を投入したということでしょうか。

副町長 岩 川 実 樹 君

補足させていただきます。

当時、羽幌線の代替転換交付金というのを町がいただきましたので、交付金を財源として、沿岸バスさんに使っていただいて、沿岸バスさんが建てたと、そして周りの敷地については、町が整備したという経過でございます。

議 長 高 橋 秀 之 君

植村議員、残り時間10分になりましたので、質問は、時間に合わせて簡単明瞭にお願いします。

4 番 植 村 敦 君

はい。

ということは、建物は沿岸バスが建てたと、そして周りの駐車場とか敷地の舗装は、町がやったという経緯があるということですね、わかりました。

それであれば、要請書も出てるという町長の答弁もありますし、できるだけ速やかに調査して路盤の補修に入っていただきたいなど、改修に入っていただきたいと思うんですけども、この3つの路線のうち、1番先に着手できるというのは、どの路線になるのでしょうか。全然そんなことは考えてないのでしょうか。どうなのでしょう。

町 長 野々村 仁 君

いつも順番という話でいつも順番があったとか、なかったとかっていうところであるんで、1番2番3番とかっていう話は出来ません。ただ、駅前の中通りについては、普通の工法ではもう多分駄目だと私自身思ってます。一部だけ、ああいうふうにして沈下をしたということですから、それをどのように土盛りをして盛ればいいのかっていう話ではないような気がしてなりません。その辺からも、土質の調査だったり、それに附帯する下水管とか水道管とかっていうのが埋設されてるわけです。それらも含めて、3条中通線もそうですけど、そういうようなものの調査を全て行いながら、どれから1番先に調査が終わって、進めていけるかということが、順番的に決まってくるのかなという気はしてますけども、その調査を依頼をかけて、どういう施工ができるかも含めて、また管路の改修もどうやれるか。そうしないと、道路は直したけど、管路また後でみたいな話にはなりませんので、全て付随しているものの調査等をしながら進めていくということで。少しでも我々もそういう要望があったときに、1年でも早くやりたいということは、山々なんですけども、いろんな調査をしてから、最終的に後々きちんとした形をとればいいのかというような気がしてますので、どれがということでは、私自身からは、今言えるような状況ではないと思います。

4 番 植 村 敦 君

最後の質問になりますけども、工法的には、実は私は1番先に行ったフリーランスな歩道と車道の段差をなくした、非常にでき上がった道路を車で通っても歩いてみても、非常に開放感があっていいと思ったんですけども、なかなか道路の公共交通という中では、それでは危険があり過ぎると、補償出来ないということで、最近やる道路に関しては、歩道と車道の段差をつけるという形になってますけども、これからやる道路もやはり、そういったフリーの形ではなくて、必ず町道であろうとも、段差をつけなければならないということなんでしょうか。いかがでしょう。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

お答えします。

植村議員御承知のとおりで、以前はフラットな道路整備を進めておりましたけれども、今後につきましては、議員御承知のと通りの段差をつけた15センチ以上ということで、歩道と車道の段差をつけた道路の整備になってくるかと思えます。

4 番 植 村 敦 君

町道によっては、十分な歩道の幅がとれないような場所も出てくるのかなという気がしています。そういうところっていうのはやはり、歩行者にとってみれば、段差があるかないかというところで、やはり通行には、性質的にも違うのかなという気がしております。できるだ

け、段差、最低限15センチですか、最低限15センチということなんですけれども、やはりそういった環境に関しては、段差のない白線、もしくは、低い縁石で抑えるという工法でやっていただきたいなというふうな気がしております。

これ、単費でやる場合には、規約っていうのは当てはまらないと思うんですけど、いかがなんでしょう。これはやっぱり道路を整備するってことは、全部、この規約が当てはまるっちゅうことなんでしょうか。

建設管理課長 島田幸司君

基本的には単費でしょうが、交付金の充当事業だとしても、考え方は一緒です。

4 番 植村敦君

どうもありがとうございました。

以上で全部の質問の事柄を終了いたします。

ぜひとも、今、私が質問したことに関して、今後とも、町民の暮らし、生活に大きく関係してくる事柄だと私は思っていますので、これ以上、幌延の人口、お年寄りの住みにくいような町にしたいという強い願い思いから今回の質問させていました。

どうか町長も最後に答弁していただけますけども、その思いで、今後この計画に推進してほしいなというふうに思います、願いますので、どうかよろしく願いいたします。

議長 高橋秀之君

これにて、4番植村敦君の質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

(11時05分 休憩)

(11時20分 開議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次の質問を行います。

3 番 斎賀弘孝君

新型コロナウイルス感染症について

世界中で新型コロナウイルスが蔓延しており、不安の日々を過ごされている町民の方も多いのではないのでしょうか。この1年も皆さん楽しみにしていた名林公園まつりやおもしろ科学館も中止となり、学校でも卒業式、入学式も感染のリスクを減らそうと来賓、在学生等の参列を制限し、時間短縮など規模縮小しました。

秋の長寿まつりも中止となり、楽しみにされていた皆さんを思うと残念でありませんが、今回ばかりはどうもなりません。

今のところ、町民一人ひとりの予防対策により感染予防しているが、万が一の場合の町の対応、対策をお伺いしたいと思います。

①PCR検査に対する公費負担はどのようになっているのか。

②新型コロナウイルス感染症の治療費、入院等かかる費用はどこまで公費負担していただけますか。

③町では新型コロナウイルス感染症に対する対策をどのように実施していますか。

④町では新型コロナウイルス感染症無症状の人向けのPCR検査を勧めないのか。また、

PCR検査費用の助成は考えているのか。

⑤仮に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として自宅待機者と判断された場合には、外出困難となりますが、町ではどのようにその方々に不安解消し、支援されますか。

バイオマス構想について。

広報12月号の町政懇談会の内容で掲載された記事で、町民の方よりバイオマス構想は、その後どうなっているか聞かれ、その解答に酪農家ヒアリング実施予定が新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていないとありました。そこで、以下についてお尋ねします。

①基本計画策定報告の調査業務が終わっているが、まだどのようなことをヒアリングしなくてはならないのか。

②バイオガスプラントモデルに選定されている農家の意見、要望にでは、補助金が7～8割でないこと事業の実施が困難で残りの自己負担分はリースを希望、町主体のリース事業をやってもらいたいとありましたが、どこまで願いは叶えられるのか。

③農協には基本計画策定に係る調査業務報告書にどのような評価、また実際に計画の立ち上がった時に協力をいただける事になりましたか。

④町内の建設、電気工事等の事業者による支援団体を構成すると言っていましたがその進捗状況はいかがですか。

町 長 野々村 仁 君

齋賀 議員のご質問にお答えします。

1 問目の「新型コロナウイルス感染症について」の 1 点目「PCR検査に対する公費負担」に関するご質問ですが、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合で医師がPCR検査が必要と判断した場合や、濃厚接触者と判断された場合のPCR検査につきましては保険適用となり、自己負担分は基本的に検査結果に関わらず、公費扱いとなりますので、検査費用にかかる自己負担は発生しません。ただし、公費対象には初診料や再診料、検査以外の診療費などは含まれません。

2 点目の「新型コロナウイルス感染症の治療や入院に係る費用の公費負担」に関するご質問ですが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の医療費につきましては、感染症法の規定に基づき、住民税総所得割額の世帯合計が56万4千円を超える場合は、月額2万円を上限に自己負担が発生しますが、それ以外につきましては全額公費扱いとなり、原則自己負担は発生しません。また、感染者のうち無症状者や軽症者で入院の必要が無いと医師が判断した方が療養する宿泊療養施設経費につきましては、世帯所得に関係なく全額公費負担となります。

3 点目の「町の新型コロナウイルス感染症対策」に関するご質問ですが、幌延町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を、1カ月に1回開催し、感染予防対策の方法や町内で感染者が発生した場合の対応等について確認を行い、予防・対応マニュアルや消毒作業マニュアルを作成し、有事に備えているところです。

また、町主催行事や事業の実施の可否につきまして、国や北海道が定めた基準を踏まえ、感染防止対策を講じての縮小実施や、感染リスクの回避が困難なものは中止する等の対応としております。その他、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、国保

診療所での発熱外来の設置や、小中学校等へのサーマルカメラ等感染防止対策用品の配置、経済対策として、飲食業等への経営持続化給付金の給付や、プレミアム商品券の発行事業等を実施したほか、小中学校や公共施設における感染防止対策のための施設改修等を予定しております。

4点目の「無症状者のPCR検査」に関するご質問ですが、幌延町国保診療所では、無症状者のPCR検査を実施する予定はございません。また、無症状者が自由診療で受けるPCR検査の費用に対する助成につきましても、現在のところ考えておりません。

5点目の「濃厚接触者と判明した方への町の対応」に関するご質問ですが、濃厚接触者の情報は居住市町村等へ提供されないこととなっており、保健所の指示に従っていただく事となっており、保健所の指示に従っていただく事となりますので、不安解消等を含め、町が個別に支援を行う想定はしておりませんが、個別に相談等がありましたら、保健所と連携しながら対応させていただきます。

次に2点目の「バイオガスプラントに関する」に関するご質問ですが、町政懇談会で質問いただいた際にお答えしたとおり、今年度の事業といたしましては、昨年度の調査業務で得た小規模循環型バイオガスプラント建設に係る基本仕様等のデータを基に、町が進めるバイオガスプラント事業に関心のある町内の酪農家、建設事業者及び金融機関等へ調査結果の説明や意見聴取を行い、いただいたご意見を踏まえたうえで農協と協議検討を実施することを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、予定しておりました説明等を実施できていない状況にあります。

1点目の「ヒアリング調査の必要性」に関するご質問ですが、昨年度、調査事業において実施したアンケートの結果として、バイオガスプラントの導入を希望される方が非常に少ない状況にありましたので、今一度、昨年度精査した調査結果と合わせ、関係者に対し説明する機会を設け、導入に関しての課題等ご意見をいただくことを考えておりましたが、未だ新型コロナウイルス感染症については、収束の兆しすら見えない状況にありますので、各方面の方を集めて説明する機会を設けることは難しい状況です。しかしながら、可能な範囲で個別にご意見を伺う等、形を変えて、その機会を設ける必要があると考えております。

2点目の「事業費の負担」に関するご質問ですが、議員ご承知のとおり、小規模バイオガスプラントの建設費につきましては、約2億円と高額な試算結果となっており、国の補助制度を活用した場合でも、設置者に相当の負担が発生することとなり、バイオガスプラント導入のメリットとして環境負荷の低減等があるものの、売電に係る制約等も相まってバイオガスプラント導入が酪農家の所得増に直結するわけではありませんので、その費用をどのようにとらえ、負担していくかは大きな課題となっております。

現時点で、町が主体となってリース事業を行う考えはありませんが、調査委託事業者等を通じて、情報収集を図り、別の形でのリース事業の可能性について検討を進めます。

また、バイオガスプラントは、FIT制度を活用した売電により収益を高める場合、国の補助率は1/3と決して十分ではないため、補助金を活用した場合であっても、やはり設置者の費用負担、資金調達が大きな課題となります。このような悩みは、バイオガスプラントの導入を検討している道内自治体共通の悩みであること、また、現在、国においても新たな

再生可能エネルギー導入推進施策について検討が進められていることを鑑み、北海道酪農振興町村長会議をはじめとした関係団体による国への提言等を進めるための勉強会を開催する動きがありますので、町独自の支援策の検討も進めつつ、この動きに幌延町も賛同し、同じ悩みを抱える道内自治体と連携を図り、国や関係機関に対し課題解消に向けた要望・提言等を協働で実施していくことを考えております。

3点目の「農協との関わり」に関するご質問ですが、担当部署レベルでは、町の調査事業により得たデータや調査の進捗に関する情報を継続的に提供したうえでご意見を伺っております。感触といたしましては、バイオガスプラントによる環境負荷低減や消化液散布による有効性は認識されているものの、議員がご心配されている点でもあります設置者の費用負担、資金調達の課題、後継者確保による事業性確保等、現状を鑑みた導入への懸念が大きいとの認識を持っておりますので、引き続き町への取り組み状況等について情報提供を図りつつ検討を深めてまいりたいと考えております。

4点目のバイオガスプラント建設に関する実施体制に関するご質問ですが、こちらにつきましても、昨年度に実施した建設関係団体への情報提供と意見聴取を継続してまいります。また、売電にかかる体制につきましても、現在、具体の形まで検討できていない状況ではありますが、バイオガスプラントの実施体制の検討を進めるうえで、必要な課題となりますので、合わせて情報収集と検討を進めてまいりたいと考えております。

今年度につきましても、昨年度末からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、町が進める事業の進捗に少なからず影響が出ている状況ではありますが、バイオガスプラントに関しましては、再生可能エネルギー導入促進や環境負荷低減の役割が求められる中、新しい技術開発にも着目しつつ、新北海道スタイルへの対応等、感染防止対策にも配慮しながら前年度調査においてお示しいたしました100頭規模の個別型、また、酪農家さんから要望いただいております集中型の導入可能性について継続検討してまいりたいと考えております。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

コロナのことについてと、それとバイオガス発電について、2点質問しました。

改めてちょっと町長の答弁をいただき、何点かのみお伺いしたいと思います。

まず、コロナほうなんですけども、先ほどの答弁の中でですね、PCR検査は、医師がPCR検査が必要だとか、濃厚接触者と判断された場合PCR検査は、保険適用となるよという話でございましたが、私が心配してるのは、町民の人が、これだけ町長も朝の行政報告の中で、感染拡大したという言葉を使っておりました。それで、新年交礼会を中止したということをおっしゃっていましたが、この濃厚接触者でも医師がPCR検査を必要じゃない、必要だと判断される前の段階で町民が不安に思ってる方々の検査のことを私は改めてお尋ねしたいと思います。

新聞報道では、基礎疾患を持つ人や65歳以上の人、ひとり親世帯の方々のことを大変心配しています。幌延町にも基礎疾患を持った方々がいると思うんですよ。そういう方々のために、もし早期発見で安心安全に生活していただけるように、自主的に検査したいという方々のために、補助してあげないのかということをお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

外部から入る方、また、含めて、高齢者そういう心配事があるんだと思ってます。

まあ既にほとんど、疾患を持っておられる方々、高齢者の疾患を持っておられる方々のそれぞれの心配事はよく理解をしてるつもりでもあります。もし、そういうことが御心配であれば、うちの診療所等に御相談をいただきながら、どういう体制をとっていただくかという相談事をしていただければ大変助かるかなという気はしています。

特段、全般的にそれぞれで検査機器を外部に委託されたとか機械を導入されたという方の町ではPCR検査をやっぱり周りから持ち込むとか持つてるかもしれないとかっていう心配事のためにやってるところはあるかと思ってますけど、現時点では、我町では、それぞれ皆さんが非常によく一人一人の移動に気を使っていただきながら、発症していないという、本当に稀ではありますけども、そういう状況の中であるということで、出て歩く時も、それから、それぞれ近隣で集まるときも、ソーシャルディスタンスをとりながら、マスク、手洗いをきちんと励行していただいて、これを維持してるものだと私自身は考えております。

高齢者で、もしそういう心配事があるんであれば、当診療所等で御相談をいただきながら、そういう検査をしてもらうということの必要性があるかないかを、気楽に相談をしていただければ大変助かるなどそのように思っております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

気楽に相談するのはいいんですけど、町長、今、現段階、現段階って、この現段階はどのように状況が悪くなれば、その対策本部で考えるんですか。

町 長 野々村 仁 君

やはり発症者が外部から、我々が移動して感染源を持ってきたとかわかりませんが、そういう時点で発症例がここで起きたという時には、どういうことをしなきゃならないのかという対策会議できちんと決めて、そこには、手厚く支援をしていかなければならないと思っております。

現時点で、今の状況から、更にそういうことも全て安心材料だということで、手広くやるということをお話をただけです。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。

私たちの上の機関の病院が稚内の市立病院です。

稚内の市立総合病院では、10月20日から予約制ではありますが、PCR検査をやってくれます。それこそ、さっき町長が言った自由診療で。

町民の方もそれを利用する方もいるでしょう。

今、新聞マスコミ等が今年あたりには、もう2千円ぐらいで簡単に検査できると。最低安くて2千円、4千円の記事もありました。自分の唾液を送って、検査して、それが戻ってきて結果が分かるわけですけども、そういう結果で何人かが陽性になってしまったよということがわかって、それから改めて町長の対策本部で無症状の人でかかっている方がいるかもしれない。やっぱりこれは検査をして、安全に暮らしてもらうのが町民のためじゃないかなというふうにと考えるということによろしいんですか。

町 長 野々村 仁 君

発見されて、それからでは遅いというお話なのかなという気は私どももしています。現段階で稚内市さんでやっておられるのも外部委託であります。1日30件だけの予約制で稚内市民のみに、この助成制度は稚内市がやってるということでもあります。

1日30件で外部でやっているところに、我々の検査自体も容易になかなかこの助成をして、訪ねて行ってもなかなか取れないのかなということを経験すると、なかなかこの部分だけで、そうしたらやりましょうかということにはならないということ。今、議員がおっしゃったとおり、北海道でもソフトバンク系が2千円で検査を始めたというニュースが流れていると思っています。それ自体も結構制約がありまして、一般の人が誰でもということではなく、それぞれ条件が付されてる。だんだん民間業者が価格競争の中でやっていただいて、条件的にはサンプルを入れる容器を送っていただいて、郵送して、個人的でもやりとりができる状況が少しずつ整いつつあるんだろうなという気はしております。

どっちにしても、そういう基礎疾患の持った方自体では、うちの診療所あたりでも、相談をしながらどうしても心配な方自体は、うち院長のお話を聞きながら、それぞれ、どういう検査をしたら、安心できるということで相談をしていただきながら、少しでも、病院の先生の話の聞きながら、安心していただければなという気はしているところでもあります。

今現在で、そういう民間業者の検査状態、また、稚内市さんがやっている情報としてこういう情報があるという話だけは、理解をしておりますけど、この状況で、即、稚内市さんに負担を大きくかけるということ自体もなかなか心苦しい話ですし、どういう形がいいのか、我々も対策本部で出てからではないですけども、もう少しずつその辺はまだまだ協議をしながら詰めていく。

今は、発症者が一人もいないという、今の住民一人一人の、自分たちの身は自分たちでということ自体が多分強く皆さん持っていていただいているんだと思っておりますし、どこにも出て歩いてなくても、外出した先でもその部分としては気をつけていただいているということには本当に感謝をしながら、高齢者の疾患の部分、基礎疾患のある方自体をどう対応するかも含めてちょっと協議をしながら、考えさせていただきたいと思っております。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。

院長先生と相談して、やってくださいよという町長のお答えだと思います。

また予防対応マニュアル、有事に備えているという先ほどの説明がありましたので、その予防対応マニュアル等の中でも話し合っていたきたいと思います。

今、町長さんの答弁聞いていることは、告知端末では、もしもコロナかなと思った不安の人は、電話をかけてくださいという電話番号が載ってる。だけど、町内の電話じゃなくて、北海道のほうですね。そこはやっぱり、院長先生が対応するんだったら、院長先生の電話番号でも出来ますよというほうが、町民の方を安心して、気楽に電話できる。それも要望になるかと思っておりますので、それができるのであれば、院長先生に電話をかけて相談出来ますよというふうに教えて、全町民の方に伝えてあげるほうが良いかと思っております。

それから、この新型コロナウイルスの濃厚接触者と判断した場合は、市町村へその方の情

報が来ないというのは本当なんですか。

濃厚接触者になった本人にしか連絡がいかないから、町は何も対応出来ないということになるんですか。

町 長 野々村 仁 君

はいテレビでもよく皆さんも見て御承知のとおり、住所、年齢、性別、全てが非公表という方の場合は、我々のところには入ってこない。保健所から個人対応だけです。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

保健所が分かるから保健所の方が、非公表の人の家に行って消毒とかなんかする。

それをしても、町では把握出来ないということなんですか。

町 長 野々村 仁 君

その後は、保健所から個人にいきますから、個人の方が、自治体でこういうことで、こういうふうになりましたという連絡をいただいた後では、保健所とタイアップしながら、我々自治体としては応援できるということで、プライバシーの観点上、公表しない、この非公表というところが今ネックで、公表するっていうところはちゃんと町村名まで入れて公表してるところあるんですけど、それぞれ発症者の皆さんが、それぞれ希望でそういう形をしている以上は、我々としては、つかむ余地がない。

ですから、そういうかかった場合については、我々自治体に連絡をいただきながら、そういう支援をしていく、そういう形で、支援をしていきたいなというふうに思ってます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

保健所の指示によって、個別に濃厚接触者になった方が対応しなくちゃいけないということのかなと今聞きながら思いました。

だけど、濃厚接触者になったら自宅待機してくださいって言われてるのに、外に出れませんよね。そしたら、その方は買物にも行けないし、何も出来ない状況の中、個別に自分で親戚を頼って対応してください。もうそれしかないんですか。そこをちょっと教えてほしいです。

町 長 野々村 仁 君

ですから、先ほど言ったとおり「保健所が非公表です」こういう状況で「年齢も性別も名前も伏せます」「住所も伏せます」と言うと宗谷管内の誰々と言っても、どこがどう出てるかっていうことは、我々に直接来ないということです。それが原則的にそうなっているんで、その方が我町にも、「私こういうふうになったんで、ちょっと支援をお願いします」という御連絡をいただいたりすれば、即できるし、我々も遠回しで多分どこどこにっていう情報は皆さんもネット上でいろんな情報が入ってくるのと同じように、情報が入ってきたら、きちんとそういう形で連絡をとりながら、御支援することはできるけど、本人の意思で非公表となっている部分としては、我々がそうだとと言えるような断定の情報は入ってこない。遠回しに入ってくる情報しかないということなんだと思ってます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

自分が濃厚接触者だということが、町でわかった場合の支援の方法は何をするか。

物資を持っていく。いろいろ困り事があったら相談に乗ってやる。それらのマニュアルは

作ってないんですか、それともこれから作るんですか。

町 長 野々村 仁 君

その辺については、対策会議の中でも、どういう対策をしようかという相談をしています。

しっかりとしたマニュアルがまだ全部でき上がってませんが、その部分も感染された方々に対する町村のマニュアルをいただきながら、我々も、食事、弁当とか、そういう必要品は、何日間、検査結果がはっきりするまでという形ででも、対応しようということですが、もしか療養場所が、今みたいに過密になって、なかなか入られないで自宅待機が1週間延びるんだということになれば、その支援物資をどのようにやるかということは他町村の情報もいただいておりますので、それに、準じてお手伝いをしていけるというふうに思っています。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

今も町民の努力、先ほど、町長が言われましたように、一人一人の感染予防対策で出ていませんから、もしものときに備えてマニュアル等の作成等を急いで、町民に安心、安全な生活を送っていただけるようにまた御努力を願いたいと思います。

最後に、町長が先ほど言いましたけども、今、感染拡大してるから新年交礼会を中止しますよという行政報告でした。

もう一方、教育委員会ですね。これ、通告なくても分かると思うんですけども、教育委員会では、成人式について、今後の社会情勢を考慮し、拡大が感染した場合は、式典の縮小、中止または延期することといたします。この感染が拡大した場合、幌延町で感染が拡大した場合なんですか、それとも北海道で感染が拡大した場合なんですか。

町長は感染が拡大した。それを鑑みて、交礼会を中止しますということをおっしゃっています。教育委員会のほうでは、この感染拡大、社会情勢を考慮、これ何を基準にして、今後この成人式を運営していきますか。

教 育 長 木 澤 瑞 浩 君

斎賀議員の御質問にお答えします。

成人式の開催につきましては、実施する方向で考えてまいりましたが、議員御承知のとおり、何をという部分ですけども、12月11日、明日までに期限を迎える新型コロナウイルス集中対策期間これに対して、北海道の新たな対策が、ここ2、3日、新聞報道に出てると思うんですけども、ニュースでもやっておりますけども、その中でですね、内容が旭川のことや札幌のことをいろいろ修正されたり追加されていますが、その内容が、本日、正式に発表されると聞いております。

その基準というか、その内容や要請に応じた形で延期するかを判断させていただきたいなと思っております。

ですから、今の御質問に対しての回答となるかどうかわかりませんが、私は北海道の要請の内容に合わせて、それを判断したいと思っております。

感染の拡大という意味じゃなくて、その要請の中の内容に合わせてやりたいと思っております。

ただですね、ここ何日間、宗谷管内でも広がっているという感染状況も踏まえまして、参

加者の皆様の先ほど答弁にもありましたが、健康や安全面を考慮した中で判断させていただきたいなと思っております。

早い段階で、議員の皆様にも、そのことに関してはお知らせさせていただきたいなと現在思っております。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。

コロナについては、今後また、マニュアル等で十分検討していただきたいと思います。

成人式も行うかもしれません。またこれから12月になったら、秘境駅のクリスマスで都会から沢山の人が幌延町に入ってくるかもしれません。もしもの時のために備えて、いろいろ御努力を願いたいと思います。

続いて、バイオガスプラントについて御質問いたします。

町長、今、バイオガスプラントで一番ネックになってるのはコロナなんですか。それとも、先ほど町長が言った2億円かかるっていう費用のほうなんですか。お伺いします。

町 長 野々村 仁 君

バイオマスではないと思ってます。

これだけ年数かかっているのも、農家の意欲を奮い立たせるような資金繰りだったり、予算額でなかったということが大きなネックだと私は思ってます。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

前の私の一般質問の時に町長がこう言いました。

それぞれ議員の皆さん農家議員の皆さん方にも、これからできるぞということで教えをいただきながら、一步でも一年でも早く進めたいという気持ちは、私自身今も変わらないという答弁をもらったんですけども、町長、まずは、この最初に町長にお話ししました建設業者、金融業者の調査結果の説明、意見聴取、それから応援してもらおう体制づくりですね。一番最初の開発と普及プロジェクトの幌延町で出した説明資料には、稚内信用金庫、JA幌延町、土木建設業者、設備会社、乳業会社、5つ応援団体を構想したんですけども、その方々にはですね、今までのこの情報提供は皆さんにしてるんですか。ここには、町長の答弁では、建設業者、農協、お話ししましたが、この金融機関もあるんですけど、そこら辺はどんなふうに。また先ほどの町長の答弁の中で、こんなふうに思ってんじゃないかなというお考えでしたが、これは企画政策課の人が担当部署に行って話をしたことを町長がお伺いして、そのように言っているんですか。その辺をお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

この事業自体が全てバイオマス都市構想の認定をもらう時に、金融機関として、稚内信用金庫さんのお名前もお借りして、一緒に事業として申請をしているという一面もあります。

ですから、この経過報告の中でも、随所、出ていただけるときには、会議にも一緒に出てもらったりもしてましたし。ただ、この一年間、コロナが悪いのか、金が悪いのかって、今、言われましたけど、コロナで、そういうお話をする場をつくってなかったというところはあるといことは、間違いない。

ただし、金銭的にもだんだん見えてきたけども、以前からも質問がありましたけども、農

家さんで、良いとやってみるから、両方とも、ちょっと、どんななるか、やるべやっていう声があったら、やりたいねっていうお話をしたけど、どんどんどん農家戸数が減りつつ、この金額では、やはり、相当無理があるのかっていうところが垣間見えてきたということで、どのプランにするかによって金額が大きく変わるんで、建設費も何も、想定出来ないと以前から言ってきたはず。

これは、かん排事業の中でやる事業だとすると、このぐらい安くなるけど、それが新規に全てをやるとなるとこのぐらいになるということ自体もしっかり見えてきてる。

どこの農家さんが手を挙げてくれて、きちんと掘り込んで、したらこういうセッティングをしたらこの額になるねっていうところが見えたところで、全てが金融機関も農協さんも、建設業者さんも含めて、議論の中の一部に入っていたきながら進めていくことだと思ってますので、そこが今のところ止まっている。だけど、どう見ても農家さんを先ほども答弁の中で言いましたが、やりたいという人は一杯いるんですね多分。だけど、金なんですよやっぱり。だから、掛かる物自体が安くないと、どうにもならんけど、安くこれ以上ならないという。今まで落として、落として、落としてここまで来て、このセットならこれぐらいでできるっていうところまで見えてきた。

だから、そこを詰めてでもやろうと言ってくれるところがあったら、どういう支援体制を組もうかとかどういう建設屋さんにも安く作ってもらえるか、高くつくってもらえるかの相談をしようか。そういうところに、ワンステップ行きたいっていうところが、今止まっているところなんで。これは、安い高いのところじゃなくって、説明する方が移動してる方は、全国一巡してる方々なんで、なかなか我々も胸張って皆さん集まってくださいという話にはなってなかったというところもあって、ちょこちょことは来て、数人で話すぐらいはいいか悪いかわかんないけど、そのぐらいの話ができるという形をとらせてもらってますけども、そこはまだ詰まってないというところですし、先ほど言ったとおり、うちと一緒に、あの年度で、浜頓別さん稚内さんが、一緒に認定を受けたんですけども、同じく、やっぱり経費の面、売電のこと、含めて前に進んでない実態がある。ほかのところも、もうオーバーをしてしまうようなところは、送電送れないというところは町村でもあるということを見極めて、酪農振興町村会の中でも会議をして、国に要請をしていこうというスケジュールになって、14日、議会を終わってからでも、ネットでの会議でそういう話をしようかという話に今なっているところでもあります。

皆さんがどこも同じで、企業が入って売電できるところは、でかくスーパーで、やってはいるんだけど、どうしても何軒か集まって小っちゃなところでやるところでは、売電が出来ないところは、収支がとれてないということで進んでないということも含めて、中央に要望をするためにどういうことができるかということの勉強会を始めようということに、最近なってきたということでもありますから、やっぱり、そこ自体がお金の問題だなというふうに、先ほど言った、やっぱりそこなんだと思います。やれるぞっていう額がどこまでだっているのも私はつかんでませんが、そのところが、やっぱり今ネックになるのかな。

新しい、今バイオマスのプラントが、皆さんも新聞等でいろいろ見てるかと思いますが、出てきた。ひょっとしたらそのバイオガスのプラントだったら、可能性あるかもしれないっ

ていうのも出てきた。それらも、農水省の二分の一の補助が使えるか使えないかもこれから協議しながらどうやっていくかっていうのも、今後、道筋で、これにこり固まることなく、ふん尿処理の問題っていうのは、観光を初め、住民全体の春の風物詩といいながらも、やっぱり少しは環境負荷軽減をするためにそういうもの自体とやっぱりたい肥がきちんと肥料になるんだという事自体を認識しながら、循環型農業が小さくてもサイクルできるという形が理想だなあという気は、私は今でもしているところでもありますので、少しでも農家の皆さんに理解をしていただきながら、この額をどこまでどういうパターンのやつで詰めたらいいかっていうことの妥協点を見出せることがやっぱり必要だなという気はしています。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

町長、今までは議員の仲間に富樫議員がいて、このバイオの話を、農協理事会で持ってもらった。今回は、農業委員会会長さんに小島さんがおられる。小島さんが、今度、農協の理事に、会合等に行っていてですね、この話題を取上げてもらって、理解をしてもらって、話を進めるべきだと思います。

町長まずは、農家の人は、町が一体幾ら、さっき二分の一が国って言いましたけど、国が三分の一ですよね確か、前の説明では、三分の一。ところが出るとこと出ないところがあるということで。最近、11月27日に町長が言ったその新しい方式、それ6千万から8千万でできるという。町長が目標にしていた北海道の百頭規模の酪農家に向けて、それも幌延町が一番関係のあるNEDO、風車やってるNEDOですね。あそこも一緒になって開発した。実際に2018年から2020年まで北海道の清水町でやって実績を残して、もう来年からその値段で売り出すって言っていますよ。菊地さんの言った、先ほど町長が言った全国を飛び回っているバイオマスリサーチさん、全国を飛び回って忙しそうだという話だったんですけども、バイオマスリサーチさんには、ここ五、六年かけてですね、ずっと町長就任以来から、バイオの必要性を訴えてきて、また、町長は消化液のことも訴えて、循環型農業やろうということで、農家の人も十分知っていると思いますよ。

知らないのは、やっぱり、町長先ほど言った2億だっという金、この億の単位の金が、幾ら補助がついたって、補助残が残るわけだから、それが、どうしたらいいもんだとこの百頭規模の家族経営で払っていけない。それで、皆が足踏みしてると思うんですよ。

このマスコミが書いてる6千万から8千万で本当にやるのであれば、そして来年度から売り出すっていうんだったら、ずっとこのバイオマスリサーチさんが言っているヤンマーだとか、土谷特殊農機のそれを利用しなくても、いろいろ勉強させてもらった中で、最近になって、こういうの出たから、こっちも挑戦してみたいというふうに。

町長、町では、この6千万から8千万のうち国の補助がどこまで出るかわかりませんが、やり方も今度、今までない発想のやり方でやるやり方ですよ。新しい方法は。

ぜひこれ町長、町では、これも半分出すとか5千万出すとか、3千万出すから、残りは国の補助、残りは農家で、そうしたら、2千万とか、もしかしたら3千万程度でできるかもしれません。そして、電気も売らなくてもいいです。そこで、電気は、自宅で使ったり、牛舎で使ったりするようにしたい。清水町で実施をして実験してきてるわけですから、もう実験して、来年から売り出すって言うんですから、そっちのほうに、話も進めていったらいか

がですか。

町 長 野々村 仁 君

はい。実際問題、私がいろんな形で今出てきた斎賀議員が言ったパターンでない、違うパターンも、新しく発表されているそういう状況の中です。

ただもう後発なんですね。4、5年前からかかって、バイオガスってそういうタイプだっというふうに動いてきて、ほとんど個人の中で5億6億ですよ、百頭規模で。

ここまで、業者さんを私は持ち上げるわけでも何でもありませんけど、ここまで下げたプラントの形をつくり出してきたのもここが初めてですよ。ほかの大手メーカーさんでは、もう出来ないからって誰もうちに顔出してくれない。それがあって、今まで議論して、やっぱり財政的に農家負担がやっぱりネックなんだなっていうところに、今の新しい国の補助をもらって、実験を清水町でやって成功したというのが、今新しくこの5年たった今出来た話です。それは、バイオガスがあつての話でしたから、これを続けるっていうふうには私も思ってませんが、そこがいいから、そこにぶん投げてた。作るやっという話よりも、農家さんが何を求めて、何をこのバイオマスというものにやりたいかというこの概念がないと、どんな装置持ってきたって駄目ですよ。高い安いで作る作らないは別として、バイオマスとして何を利用したいんだ、何をしたいんだっていうことが、みんなの中でやっぱり走っていかないと。安いからその機械を持ってきたら、それでしたら皆さん注目を受けて、ちゃんと動かすかって話になるのと同じなんだ。

そこに、公費で5千万6千万出せば、作るんだっていうけど、これって、平等の話にはならないでしょう。個別型ですから、個人財産ですよ一応は。そこは、最終的にそうなるのかもしれないけど、議論して議論した末、モデルケースでそうやりましょう、町が中心になって作りましょうっていうなら、それはそれで、その時は、そういうみんなに見てほしいということですから。

でも、実現性が国が支援してくれながら、我々が少し支援したら、そこが半分になったとか半分以下になったとかって、合わせ技になって、うちは、こんだけ出すっていう。自分のやろうとしてるものの付加価値、負担をしてもこうだということが成り立たない限りは、進めないんじゃないかなっていう気はするんですよ。

前から言ってるとおりの補助金があるからやるのかっていう話と同じ。

補助金は、これしたいんだけども助けてくれるっていうからやるんであって、そこが今のバイオマスさんは、これ、もともと液状化のバイオマスの仕事ですから、バイオマスの基本をよく理解できる話です。

今度のも、乾式と言いながら乾式ではないですから、別にあのまんまの液状化で、硬いまんまでも発酵させる技術が見つかった。そこは、多分、投入するとききちんと小まめに処理をされて入れる方法が見つかったんだと私自身は思っています。それは、進化だと思ってますから。まずは、こういう話を聞きながら、このバイオマスの有利性とかバイオマスの利用価値とかっていうのを、高いからやるとかやらないとか、中身をみんな勉強して、そして、装置がそういう安いのがあって同じにできるなら、そっちを取ろうやっというのが必然じゃないかなって私自身はそう考えてます。

私も、あの記事を見せてもらう前にネット上で調べてるときのNEDOの文献の中から見つけました。だけど、そこは、ここがやってきたからこうだっていうよりも、消化液を利用する、その熱を利用する、何を利用するっていうその部分が、そのプロセスが大事なことでないかって。

私も齋賀議員と同じように、少しでも農家負担が少ない、そういう施設を選びたいとは私自身も思ってます、そこは。

ただ、一つ違うのは、町がなんぼ出すから俺やるんだでないってということだけは、今でも、言いたいところです。

議 長 高 橋 秀 之 君

齋賀議員、残り時間9分を切りました。質問は、時間に合わせて明瞭によりしくお願いします。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

新しい方式も今までバイオマスリサーチさんは、バイオガスって何だろうって、農家の人もわからないところに来て、いろいろ説明して、必要性を訴えてきた。

また、それに農家の人も興味を持って、関心がある。関心があって、その講習会でお話を聞いて、アンケートをしながら、残ってこられた農家が、全戸ではないけども何人か。でも、関心がある人がまだいるから、まだ、今年調べたいんだという話です。

そういう方式もある。農家の人も理解していると思いますよ。ただ、高いから手が出ないだけだと思うんですよね。

だから、今言った、町長の言う新しい方式、これも一緒に調べて、研究していく必要があるんじゃないですか。

でも、これ企画にやってもらったら大変だから。企画は手が回らないだわ。

産業振興課のほうでもやって、この二つをぶつけ合って、幌延の農家の人が望んでいる方式のほうに行くのが、いいんじゃないかと思いますが、どうなんですか。

町 長 野々村 仁 君

どっちがいいかというよりも、従前もそれ、中身が見えれば、どっちを取るかというのは明白でしょう、それは。そこ自体は別にどっちになりますかなんて、皆さんに聞き取る必要もなく、それでいけるのならそれの方がいいですよ。

ただ、消化液がどうのこうのとかが、消化液から発生するもので、肥料がどんだけ減肥できるのかって、実際、皆さんが話されたけど、誰か試算した人がいるんですかっていう話ですよ。皆、そんなものうそだべやとか、土地5年も経ったら、ちゃんと良くなるんですよって話を誰が信用したかっていう話ですよ。そこ自体をみんなが理解をしていかないと、やっぱり高い装置に公費で補助を出すわけですから、皆さんが豊かになって、利用価値が上がらなきゃ駄目だ。やっぱり利用価値が上がらないで、何億かけても何十億かけても死んでる装置があること自体は、やっぱり、なかなか、そこって前に進まない話になっちゃうから。

みんなやっぱりメンテナンスで、どこまできちんと自分たちで見て、調子悪そうだ、いいっていうのを、指図しながら、動いていかなきゃならないぐらいの関心度を持って来れないと機械は動いていかない。毎日違う状態で動くのはね。

そういうことを、この菊池さんのバイオマスリサーチさんからでも、もっとみんなで議論して欲しかったよねっていうところだと思います。

私も、装置は、少しでも皆さんの負担にならないような安い装置のほうは、やっぱり一番魅力的だと思ってますけども。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

応援してくれる団体ですね、その方にもいろいろ、農家の方がやるぞって言ってからじゃなくて、こういうふうにして、幌延農協、前から言ってるけども、やっぱり幌延農協を盛り上げるのにどうする。関係者集まって、いろんな方々に集まってもらって、町長の目指す循環型農業、私の目指すのはこうなんだと、これについて皆さんにいろいろ御意見を伺って、今その一つとして、バイオガスをやってみたい。

そして、農家の方にも理解をいただいて、アンケートをとって、今こういうふうにやりたいたけども、ネックになってるのは、どこだということをはっきりしてですね、また、農協にも、やっぱり農協にも、信頼をもらわないと信頼といいますか、そのことについて、知っていただいて、担当部署がですね、頻繁に連絡を取り合って、話を、スケジュールがない中って町長が言いましたけども、限られたスケジュールの中で、一日も一年でも早く進むように願って質問を終わります。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、3番、斎賀 弘孝 君の質問を終わります。

ここで13時30分まで休憩します。

(12時15分 休 憩)

(13時30分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次の質問を行います。

1 番 高 橋 秀 明 君

幌延町議会定例会一般質問通告者、高橋秀明です。

これから、質問事項及び質問の要旨、概要について、述べさせていただきます。

電源三法交付金等の財源の使い方について

深地層研究センター立地により電源三法交付金や固定資産税収入の増額などにより、一般会計全体で50億円を超える基金を持ち、また、深地層研究計画が9年程度延長されることが決まったため、今後も交付金等の財源を活用することが出来ませんが、これらの財源をどのように活用して、町の振興策に繋げていこうとしているのか、野々村町長の具体的な考えを伺います。

監査委員の決算審査での意見について

平成31年度の各会計決算審査意見書の中で、職員の適正な配置や職員個々の能力の向上にも配慮いただくという指摘があります。

この指摘に対する野々村町長のご意見をお聞かせください。

町 長 野々村 仁 君

高橋 議員のご質問にお答えします。

1 問目の電源三法交付金等の財源の使い方に関するご質問ですが、電源三法は、電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法を総称するもので、国民生活や経済活動にとって極めて重要な発電所関連施設を有する地域の振興推進に資するための制度であり、幌延深地層研究センターは研究施設ではありますが、電源立地地域対策交付金交付規則において、原子力発電関連施設に位置付けられていることから、電源三法交付金の交付対象となっております。

本交付金は、該当施設の立地自治体等における公共用施設の整備や地元住民の利便性向上及び産業の振興に寄与する事業が交付対象であることから、本町は、地域の活性化、特に福祉サービスの向上を目的に国民健康保険診療所、保健センター、認定こども園・問寒別へき地保育所及び北留萌消防組合幌延支署職員人件費の一部に充当することにより、地域医療に必要となる人材の確保、子育て環境の整備及び消防・救急体制の維持等を図っているほか幌延深地層研究計画に関する知識の普及や情報収集を行うことを目的に実施する事業する事業に充当しております。

また、本来これらの事業実施にあたり必要であった一般財源については、一部を将来の地域振興への活用や、まちづくりを推進するための事業を行う際の財源とすることを目的に、ふるさと創生基金へ例年一定額の積み立てをしております。

幌延深地層研究計画につきましては、昨年度、計画期間の延長が決まりましたので、当面の間は、引き続き基金への積み立てを継続し、当基金の充実を図ってまいります。

一方、ふるさと創生基金の活用状況でございますが、これまで街路灯整備やまちづくり事業補助の他、平成27年度に人口減少が進む中、的確な施策を集中的かつ持続的に展開し、人口減少に歯止めをかけることを目的に策定した「幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するため、酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業や生乳生産拡大事業、商工業振興促進補助や経営力向上促進事業等の産業及び商工業振興施策、また、定住促進持家住宅建設等助成事業や民営賃貸住宅建設促進事業等の移住定住促進施策等の財源として活用しております。

今後も老朽化が進む地域のインフラ整備等公共事業における財源の確保、また、財政健全化にも気を配りつつ、基金等を有効活用し、まちづくりの方向性を示す指針である第6次幌延町総合計画等に基づき、住民一人ひとりの創意工夫を結集し、地域資源を最大限に活用しつつ、まちの産業を発展させ、地域機能を維持し、魅力あるまちづくりに資するための施策を推進してまいります。

次に2問目の「監査委員の決算審査での意見」に関するご質問ですが、監査委員からご指摘ありました内容に対する私の所見につきまして、答弁を申し上げます。

ここ数年、職員の世代交代により、行政経験の豊富な職員が退職し、新規採用や中途採用で職員を補充してきたことから、近年は行政経験の未熟な職員が増加傾向にあります。

また、新たにスタートした地方創生総合戦略関連事業などの施策を着実に推進するため、定員管理の適正化を図りながら、職員の採用に努めております。

今後も、行政サービスの低下を招くことのないよう、限られた人材の中で、各課の業務量に合わせた適正な職員配置に努めてまいりたいと考えております。

職員個人の能力向上につきましては、町村会主催の職員研修や各分野の専門研修などを積極的に受講するよう取り進めるとともに、多様化する行政ニーズや行政課題に対応できる職員の育成に向けて、職員の意識改革と資質向上に努めてまいります。

監査委員におかれましては、行政執行の適法性、妥当性、更には能率性等を検証していただきますよう改めてお願い申し上げます。

1 番 高 橋 秀 明 君

町長は、令和2年度わが町の家計を5月に発行いたしまして、その中で、6つの基本目標があるんですけども、その中に、一番最初に、町民と行政との協働のまちづくり、これを掲げているんです。

この町民と行政との協働のまちづくり、この意味のなすところ、答弁お願いいたしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

はい。お答えいたします。

町民と協働のまちづくりということであります。

行政だけがこうするああするということではなく、町民皆様方から、代表している議員の皆様方が代弁して、やっぱり、こうすべき、ああすべきというのをこういう議場の中で議論をしながら、それぞれ個々に住んでよかったと言えるまちづくりに一生懸命取り組むという姿勢を示したものだと思っております。

1 番 高 橋 秀 明 君

どうもありがとうございます。

電源三法交付金の使い方について、具体的にという中である程度お答えいただいたんですけども、私の考えとしては、やはり議会や町民各年代の意見を聞いて、この使い道を決めていったほうが良いと思います。

それで、前町長の時代に積立てを主に考えていたのか。これを使おうという、ある程度、大きい政治判断がなされないまま、今日に至るのではないかと思います。

私も議員にならしてもらいまして、稚内信金の若い職員二人が、一人は旭川神居支店、一人が旭川の同じく末広支店に転勤なされました。二人も私は送っていたんですけども、そのほかの町民の方がいっぱいおりました。

やはり辞令とはいえ、この町を離れるのが、非常に悔しいような残念な気持ちで行きました。私、旭川で彼らと会話する機会がありまして、私が、余りにも、この基金の話をする事によって、稚内信金にせつかく支店か本店かわかんないですけど、預けているそれを引き出すようなことに繋がったら、御迷惑かけるねって話の時に、間髪を入れず二人とも、いや高橋さんそれは違いますよと、それが資産に変わるんだから、全く使い切ってしまう飲み食い金とは言わないですけども、そういった類いの金ではなくて、形を変えて残るんですから、それは信金本店でも、何も言わないんじゃないですか。

それで私、意を強くしまして、はっきり言って、使い道はまだ皆で議論して進めなきゃなんないとは思ってるんですけども、貯めるばかりが、この基金の性格それをも守り切るというような発想があってはいけないのではないかと思います。

もう一つ言えるのは、たまたま今回、寿都町、神恵内村で、20億円文献調査費を一応狙って、手を挙げました。

もう事業を進め始めたんですから、これは間違いなく、金額は確定ではありませんけど、両町に当たるのは、はっきりしてると思います。

まず、寿都の片岡町長は、洋上風力発電にでも使おうかな。

もう一つの神恵内村の高橋町長は、できるだけ町民の幸せのために使っていくんだと。

20億のお金ですら、そういった発想を基に町のために何とかしようという動きが出てきたのは、ある意味では心強いと思いますし、野村町長も10月5日の日本経済新聞のインタビューに答えて、その二つの町村に対して、エールを送ったり、泊発電所があるために、鈴木知事が言うのは、ちょっと、考えもんだなというようなコメントを記事として残しております。

そういう中で、町民、多くの人が結集してですね、これの使う道をそろそろ考えるときにきているのではないかと思います。

上山町長、宮本明町長の前の上山町長亡くなりましたけども、きっとですね、当選したときには、これを何とか使って、町の活性化のためにやろうとしてたに違いありません。

そういうことを考えて、次の質問に移らせていただきますけども、監査委員のほうの話では、今、コロナの時期で職員の研修等が今年ですね、昨年から今年にかけて行われないうのはわかってるんですけども、例えば、2年ぐらい前には、どういった研修が野々村町長になってから、職員の方に対して、どういった研修を指示したのか、それがあったのか。

その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

総務財政課長 藤井和之君

一般事務的な要素でございますので、私のほうから御答弁申し上げますけども、毎年メニューを改めて変えてるという研修は、ちょっと最近で考えられるのは、例えば、セキュリティーいわゆる情報の扱いによる研修、専門的な研修ですとか、もう一つハラスメントに対する研修ですとかっていう時代に合ったような、そういう研修がまず一つあります。

もう一つは、定期的に行ってる研修ということでは、いわゆる初任の新規採用職員もしくは経験の浅い職員これらについては、町村会、もしくは北海道自治研修センターそういったところを活用しながら、行ける職員に対しては、行ってもらってる。

もう一つは、専門的な研修ということでは、例えば、税務の職員については、町税に関する研修ですとか、そういったことを毎年毎年ですね、職員に割り振りをしながら、継続的には行っているつもりでございます。

1 番 高橋秀明君

最初の監査委員の決算審査での意見については、先ほどの質問で終わりたいと思うんですけども、電源三法交付金の使い道について、議会あるいは町民、各年齢層から人を募って、一つのグループみたいのを組織して、話し合っていくという、そういう考えについて、町長、いかがでしょうか。

町長 野々村 仁君

それぞれの団体またはグループ、それぞれそういう、やろうという、そういう組織の方々

が、こういう提案をしようとか、そういう議論を活発にさせていただくことは大いに結構だと私自身は思っております。

その中でいろんなアイデアを拾いながら、若い人にとっても、年配者にとっても、きちんと、雇用の場、働く場、活力が生まれるということには、大変意義があるんじゃないかなとそういうふうに思っています。

1 番 高 橋 秀 明 君

それともう一つ質問があるんですけども、先ほど言った、わが町の家計の中の1ページにあるんですけども、ふるさと創生基金、これがですね、平成26年9億5千8百万、あとずっと続いて10億円を超えてるんですよ。最近では、令和2年度、10億6百万円。この基金というのは、形としては、この大きい金額をつけてるんですけども、全部使っているということはないですよ、基金ですから。例えば、平成31年度、令和2年、この10億を超えた中の使い道というか、それ具体的にわかったら、教えていただきたいんですか。

財政グループ主幹 古 草 勝 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

ふるさと創生基金のまず平成31年度の使い道でございますが、順番に申し上げますと、酪農肉用牛増産近代化施設整備事業のほうに143万円、生乳生産拡大事業のほうに240万円、商工業等促進事業のほうに2,463万円、商工業経済力向上促進事業に1,543万円、食ブランド創出まちの拠点計画調査業務に484万円を合わせまして平成31年度は4,873万円を繰り入れております。

また、令和2年度は、予算ベースでございますけども、移住定住促進事業といたしまして民営賃貸住宅の建設促進助成に1千2百万、幌延町定住促進持家住宅建設等奨励事業に9百万、酪農肉用牛近代化施設整備事業に1千5百万、生乳生産拡大事業補助金1千万、商工業等促進事業に3千万、商工業経営力向上促進事業に1千5百万、食ブランド創出町の拠点、調査業務に490万を合わせまして9,590万円を予算計上しております。

1 番 高 橋 秀 明 君

今の答弁によりますと、やはり想像どおりといたしますか、創生基金10億のうち、31年度は、4千万少し、そして令和2年度は1億弱ですか。かなりの部分が基金として残ってるというのはわかりました。それとですね、あと、商工業に対する補助制度っていいですか、それも結構、幌延の町は、私から見ても、充実はしていただいているとは思っています。そういう中で商工会の永瀬課長に、ちょっと質問しましたところ、来年度は最大1回につき、50万ですか。半額ですから。それを繰り返し使って、5百万を超えたら、打ち止めだ。5年間で5百万までだと、その一つの企業に対して、あるいは、商売をやっている事業主に対して、補助を出すという制度があるんですけども、5年のうちに、私もそうなんですけども、もう百万ぐらいしか残ってないとか、そういう方が、結構おられるという話を聞いております。我田引水になって申し訳ないんですけども、そういう場合、5年を過ぎた後にですね、打ち止めだというんじゃないなくて、恐らく、令和4年度から新たな要請を、その前の年ぐらいに、商工会としても要請をかける用意があると聞いております。それが可能になった場合に、1回使ってしまった事業者に対して、ゼロ円だということになるのか。

あるいは、5百万までは無理でも3百万程度であれば、補助金を用意できるとするのか。その辺のこともお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

町 長 野々村 仁 君

今の事業自体はそういう形の経過の中でできているわけですし、利用されている件数も本当に、思った以上に多い方々が利用していただいているというふうに認識をさせていただきます。

これもその制度改正に当たって、どのようにするかというのは、経済団体と協議しながら、町の振興に資するものであるのであれば、そこは、どういう形か協議しながら、やっぱり方向性を決めていきたいと考えてございます。

ただ、一時やるときに、使えた人、使えない人の差が、長く継続するとき、どのような経過が出てくるのかも含めて、いろんな形で団体と御相談をしながら、その方向性は、後、考えていきたいなというふうに考えてございます。

1 番 高 橋 秀 明 君

最初の話に戻りますけれども、ぜひ、電源三法交付金、いろんな形で、その関係者集めて話し合う場を設けていただきたいことと、預金するばかりではなくて、全部使えとはもちろん言いませんし、そういう法外なことは言わないつもりですけども、せっかく、それを利用して、町の活性化に繋げようという皆の意思が町民の意思がそこにあるんだとしたら、ぜひとも有効に使っていただきたい。そういう議論する場を作っていただきたい。それをお願いして、質問に変えさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、1番 高橋秀明君の質問を終わります。

以上をもって、通告を受けた一般質問は、すべて終了しました。

ここで、暫時休憩します。

(成田代表監査委員 退席)

休憩と解いて会議を再開します。

日程第6 同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。同意第1号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

成田義弘氏につきましては、平成17年12月から、幌延町固定資産評価審査委員会委員として、中立的な立場でご尽力いただいているところでありますが、このたび、12月24日をもって任期満了となりますので、引き続き、成田氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。成田氏の住所は、幌延町3条南1丁目14番地、生年月日は、昭和31年11月27日であり、満64歳、今回、議会の同意を求める任期は、令和2年12月25日から令和5年12月24日までであります。

成田氏は、昭和50年4月に幌延町商工会に就職され、平成元年4月から平成30年3月の退職までの間、経営指導員として幌延町の商工業発展に大変寄与されました。また、今年6月からは、幌延町の代表監査委員も務めていただいております。税に関する知識も豊富で

地域からの信望も厚く、人格、識見とも優れた方であり、これまで培ってきた経験を基に、固定資産評価に対する不服等を審査していただくには適任と考えておりますので、ご同意のほどお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、同意第1号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

(成田代表監査委員 入場)

休憩と解いて会議を再開します。

日程第7 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題とします。諮問第1号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の制度は、人権擁護委員法により定められており、委員の委嘱は市町村長が議会の意見を聞いて委員の候補者を推薦し、その推薦した者の中から法務大臣が委嘱することとなっております。

本町における人権擁護委員は、現在2名が委嘱されていますが、国が定める人権擁護委員定数規定では、人口5千人以下の市町村の定員は3名となっていることから、いじめや各種の差別など、人権思想の高揚が一層重要となってきたことなどを鑑み、委員を1名増員することとし、新たに幌延市街地区の佐藤友子氏を委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

佐藤友子氏は、幌延町教育委員、幌延町主任児童委員など、広く地域の子育てや文化の発展に尽くされており、放課後児童クラブにおいても、多くの子供たちを長年にわたって見守ってこられています。人格識見高く、広く社会の実情に通じるとともに、地域事情に精通され、人権の尊重にも深い理解を寄せられている佐藤氏の人となりは、人権擁護委員にふさわしい方として、この度、推薦させていただくものであります。

以上、諮問第1号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、諮問第1号は、討論を省略し、原案のとおり適任とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

日程第8 議案第1号「幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

議案第1号「幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を説明いたします。

このたびの改正は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行ったことを踏まえて、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る一定の業務について、感染症防疫等作業手当を支給すると規定した、人事院規則の一部改正がされております。これらの改正に対し、本町においても、いつ発生するかわからない新型コロナウイルス感染症の患者などに接して行う、特に医療関係職員や患者への相談や検査などの協力などに従事する職員の感染リスクや厳しい勤務環境等を鑑み、特例的に職員を対象として実績に応じて特殊勤務手当を支給する内容の改正をしようとするものです。

現行の幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の附則に、附則第3項として、特殊勤務手当として、感染症等防疫作業手当を支給する旨を規定し、第4項では、作業内容に対し、記載ごとの1日あたりの単価を規定しております。

附則であります、この条例は、公布の日から施行し、業務内容の観点から適用する日を12月1日にしようとするものです。

以上、議案第1号「幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号「幌延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早坂 敦 君

議案第2号「幌延町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、本条例において引用している法律の改正及び字句の名称変更があったことから、関連する条項等の整理を行うものであります。それでは、配布しております新旧対照表と併せてご覧願います。

附則第3条の改正は、延滞金の割合の特例を定めるもので、延滞金算定における特例基準割合の名称が延滞金特例基準割合に変更されることにより、その名称を改め、また、関連する引用法律名や割合の整合性を確保する必要があることから、その他の字句も併せて整理しようとするものであります。

次に附則であります。この条例は令和3年1月1日から施行しようとするものであります。

以上、議案第2号の提案理由の説明といたします。

議 長 高橋 秀之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号「幌延町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」の件を議題とします。議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井 和之 君

議案第3号「幌延町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」の提案理由を説明します。

このたびの条例制定の背景ですが、平成29年の地方自治法の改正で法の第243条の2が新設されており、その第1項の条文内容は、普通地方公共団体は、条例で当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めるこ

とができる。と規定されております。

住民の方などは、町長や職員、行政委員等について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理、処分、契約の締結等があると認めるときは、監査委員による監査を経た上で違法な支出等を行った町長等へ自治体が損害賠償請求をすることを求める請求を裁判所に対して行うことができます。

この訴訟の結果、町長や職員、行政委員等が自治体に損害を生じさせた場合、軽過失のみの場合であっても個人として負担し得ないような巨額の損害賠償責任を当該自治体に対して負う判決が下されている例もあります。これらの訴訟において最高裁判所では、町長や職員、行政委員等の職務執行の萎縮や心理的負担などを考慮すべきとの補足意見が述べられたことなどに伴い、地方自治法が改正され、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、条例で定めることにより、町長や職員等の自治体に対する損害賠償責任のうち一定額を超える部分の免責について認められることとされました。会社法や独立行政法人法などの他の法令におきましても、すでに同じ内容の制度が設けられていること、制度創設の背景、目的、最高裁の判決及び裁判官の補足意見など、これらを踏まえまして、住民訴訟制度をめぐる様々な課題に対して、今回の法改正については最高裁判決を踏まえた上で制度設計された立法解決であるということから、条例を制定することとしたいと考えております。

それでは条例についてご説明いたします。本条例は、第1条から第3条の構成となっております。第1条は、本条例の趣旨で、先ほどご説明しました地方自治法の規定と同じ内容となっております。第2条ですが、1会計年度当たりの給与額に、地方自治法施行令第173条第1項第1号の規定内容を、本町においても参酌して設定した、当該各号に定める数を乗じて得た額により算出すると規定した内容となっております。次に、第3条の内容については、町長や職員、行政委員等が幌延町に対して負う損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から第2条の額を控除して、それをを超える部分について免責すると規定した内容となっております。

附則ではこの条例は、公布の日から施行するとしております。

なお、これらの条例が適用されることがないように、行政事務の執行を適正に行い、法治国家のもと町の行政運営を図っていくものであり、違法又は不当な職務執行については、従前のおり、何ら変更がないことを申し添えます。

以上、議案第3号「幌延町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号「幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」の件を議題とします。議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

議案第4号「幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」提案理由を説明します。

公職選挙法では、お金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図る観点から、国政選挙、都道府県選挙及び町長選挙の一部において、公費による選挙費用の負担制度が設けられております。全国的な市町村合併の進行による選挙運動区域の拡大や、町村の選挙における多様な人材の議会参加を促進する必要性が増加した現状変化など、立候補に係る環境の改善のため、公職選挙法が改正され、地方公共団体の条例において、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営制度を定めることができるようになりました。この公職選挙法の改正は、令和2年6月12日に公布、施行期日が公布の日から6か月を経過した日と定められており、法が令和2年12月12日に施行されることにともない町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の拡大内容である、選挙運動用自動車の使用、ポスター掲示用ポスター及びビラの作成などの規定を定める、新たな条例を制定しようとするものです。その他、公職選挙法では、ビラ頒布の解禁及び供託金の導入についても改正されておりますが、条例では必要な規定のみを定めるものであります。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

条例第1条の趣旨については、公職選挙法の規定に基づき、公費負担に関し必要な事項を定めることとしております。第2条から第5条につきましては、選挙運動用自動車に関する規定で、契約締結の際の届出、契約の区分による上限額の設定並びに支払い手続き、複合的な契約に関する取扱いなどを規定しており、第1号では、選挙運動用自動車の使用について、一般乗用旅客自動車運送事業者としての契約について、自動車、燃料、運転手込みで6万4,500円を上限として規定し、第2号では、それ以外の契約において、同号アでは、自動車の借り入れについて、1万5,800円とし、同号イでは自動車の燃料代7,560円を基礎として算定すること、同号ウでは、運転手の雇用について、1万2,500円の報酬単価を規定しており、1号及び2号のいずれも一日1台並びに一人当たりの上限額としております。これらについては、あくまでも契約等の手続きが必要となることから、上限額の規定となります。

第6条から第8条につきましては、選挙運動用ビラの作成に係る規定で、作成にあたっての契約締結の届出、公費負担額及び支払い手続きを規定しております。ビラ1枚当たりの作成単価の限度額を7円51銭と規定しております。改正前の公職選挙法では、町長のビラの作成枚数の限度を5千枚と規定されておりましたが、この度の改正により、町議会議員の規定も追加され、限度数が千6百枚に規定されております。

第9条から第11条は、選挙運動用ポスターの作成に係る規定で、作成にあたっての契約

締結の届出、公費負担額及び支払い手続きを規定しております。選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の限度を525円6銭と規定しております。第11条の規定については、ポスターの1枚当たりの単価にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して算出されることを規定しております。なお、これらの条例制定につきましては、法及び政令並びに省令に規定により制定しております。

第12条は委任事項であり、附則として、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日からとし、第2項では、施行の日以後適用することを規定しております。

以上、議案第4号「幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで14時40分まで休憩します。

(14時21分 休 憩)

(14時40分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第12 議案第5号「令和2年度 幌延町一般会計補正予算(第6号)」の件を議題とします。議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第5号「令和2年度 幌延町一般会計補正予算 第6号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入では、町税の賦課決定、使用料、手数料等の精査、事業精査に伴う国庫支出金や道支出金の精査と繰入金の減、歳出では、人事院勧告に伴う減額や人件費の精査、各事業の決算見込みの精査や特別会計への繰出金の減額などによるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策の関係から事業実施が見込めず減額とした事業や、今年度実施している各事業の決算見込みの精査による補正が主なものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ、868万8千円を減額し、歳入歳出それぞれの予算総額を54億3,725万4千円にしようとするものです。

第2項第1表 歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

始めに歳入ですが、1款 町税2,152万1千円の増、13款 国庫支出金308万2千円の減、14款 道支出金405万8千円の減、17款 繰入金9,643万円の減、18款 繰越金1,409万9千円の増、21款 町債4,550万円の減などで、歳入合計9,868万8千円の減額補正です。

次に3ページの歳出ですが、3款 民生費4,981万2千円の減、6款 農林水産業費744万7千円の減、7款 商工費505万9千円の減、8款 土木費2,649万3千円の減、10款 教育費411万1千円の減などで、歳出合計9,868万8千円の減額補正です。

第2条 継続費の補正ですが、4ページをお開きください。

平成31年度からの継続事業となっていた問寒別除雪センター整備事業については、事業費の確定により2か年の合計、6,135万2千円を6,128万5千円に補正するものです。

第3条 債務負担行為ですが、6ページをお開きください。

第3表 令和2年度の大家畜特別支援対策事業利子補給については、令和2年度の借入金に係る利子補給で、期間は令和3年度から令和27年度まで、限度額29万円です。

第4条 地方債の補正ですが、8ページをお開きください。

地方債の補正については、事業費の精査等によるもので、既定の地方債限度額の合計10億1,450万円を9億6千9百万円に補正するものです。地方債の限度額を補正する主なものは、こざくら荘ボイラー設備改修支援事業1億9150万円を1億6,540万円に、建設機械整備事業3,180万円を2,750万円に、橋梁長寿命化改修事業1億1,260万円を1億550万円に、幌延中学校改修事業1,260万円を1,130万円に補正するものです。

第5条 一時借入金の補正については、大型事業の工事請負費や補助金等の支払いで、年度末の一時借入金は9億円近くになる見込みとなることから、一時借入金の最高額に2億円を追加し、9億円にしようとするものです。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

始めに歳出ですが、各科目に計上しています人件費については、人事院勧告に伴う給与改定、職員の人事異動や欠員などによる補正となっております。

それでは39ページをお開きください。

2款1項2目 自治振興費の移動科学館開催事業323万8千円の減、エネルギー関連情報収集事業720万2千円の減で、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。次のページをお開きください。ふるさと応援推進事業は、ふるさと納税が当初見込みより上回ることから303万1千円の増です。地域コミュニティ形成事業202万円の減、集落支援活動運営事業431万8千円の減につきましては、各種事業や研修が中止となった影響などです。2款1項7目 企画費の公共交通対策管理費は、宗谷本線マイレール意識向上事業実行委員会負担金として80万円の新規計上、沿岸バスへの補助金32万9千円の増で、合わせて112万9千円の増額です。

43ページをお開きください。

地域おこし協力隊運営事業は、今年度末頃に廃止予定の上幌延駅、安牛駅のメモリアル企

画事業として、記念品から一般備品までを合わせて236万1千円を新規計上及び増額など合計で76万4千円の増です。2款1項12目 諸費では、先ほどご説明しました、ふるさと納税の増収などにより、基金管理事業で453万7千円の増額、特別定額給付金給付事業は事業費の確定で344万5千円の減額です。

49ページをお開きください。

3款1項1目 社会福祉総務費の国民健康保険診療所特別会計繰出金913万2千円の減額です。3款1項3目 老人福祉費の介護保険特別会計繰出金448万1千円の減額です。こぞくら荘支援事業では、運営費補助で、842万2千円の増、また、施設の安定的な利用を図るため、給湯設備の早急な修繕が必要となったことから、施設整備補助で266万8千円の増で、あわせて1,109万円の増額です。こぞくら荘ボイラー設備改修支援事業では、幌延福祉会に対する道補助金の決定や事業内容精査により2,608万5千円の減額です。

53ページをお開きください。

4款1項2目 予防費では、ワクチンの種類が多い予防接種事業の実施に伴い、対象者や接種履歴、受診勧奨やクーポンの発行など、現在、個別で管理している仕組みを一元管理することで事業実施のリスク回避及び効率化を図るため、また、新型コロナウイルス感染症ワクチンが、いつ供給されても対応できるよう、実際の接種より前に体制を整備する必要があるため、予防接種システムの導入経費として、135万7千円の新規計上です。

55ページをお開きください。

4款1項4目 環境衛生費では、旧サロベツ清掃組合施設における水質検査費用として79万円の新規計上、4款1項5目 保健施設費では、幌延町立歯科診療所運営事業で、令和3年3月からマイナンバーカードによる患者の診療等を受けられるよう準備が必要なことから、システムの改修費用として28万6千円の新規計上です。

6款1項2目 農業振興費では、職員の退職等による人件費の減額です。

57ページをお開きください。

6款1項3目 畜産業費では、町営牧場管理費で、老朽化の激しかった公用車の入れ替えに伴う経費として、107万2千円の増額です。

59ページをお開きください。

6款2項1目 林業振興費では、今年度採用を予定していた地域林政アドバイザーの人件費、277万7千円の減額です。

63ページをお開きください。

8款2項1目 道路維持費の建設機械整備事業では、事業費の確定により434万9千円の減額です。

65ページをお開きください。

8款3項2目 下水道費では、下水道事業特別会計の決算見込みの精査により、下水道事業特別会計への繰出金1千10万7千円の減額です。

67ページをお開きください。

9款1項1目 常備消防費では、北留萌消防組合の前年度繰越金の予算計上により、北留萌消防組合負担金231万8千円の減額です。

69ページをお開きください。

10款2項1目 学校管理費では、幌延小学校周辺の伐木業務357万1千円の新規計上、問寒別小中学校改修事業では、事業費の確定により、209万円の減額です。

75ページをお開きください。

10款5項2目 学校給食費では、学校給食用食材の冷蔵冷凍庫における、冷却装置の修繕料37万4千円の増額です。

12款1項1目 元金では、主に過疎債や辺地債における償還金の精査により113万1千円の減、2目 利子は、平成31年度に借入れた地方債の利率が見込んでいた利率よりも低利だったことにより145万7千円の減です。

次に歳入ですが、27ページをお開きください。

1款1項1目 個人町民税では、農業所得及び分離所得などが当初見込みを上回ったことから703万3千円の増と、2目 法人町民税では確定申告に伴う精査で546万8千円の増額です。2項1目 固定資産税では、設備投資などに伴い償却資産が当初見込みを上回ったことから890万5千円の増です。

12款1項3目 農林水産業使用料では、町営牧場への入牧頭数の増加や放牧手数料の見直しにより、575万2千円の増です。4目 土木使用料では、宮園団地など公営住宅の空き家が増加していることにより、公営住宅と公共賃貸住宅を合わせた住宅使用料239万3千円の減です。

29ページをお開きください。

13款2項1目 総務費国庫補助金では、特別定額給付金給付事業の事業確定により、344万9千円の減です。

31ページをお開きください。

14款2項1目 総務費道補助金の広報・調査等では、歳出でもご説明しましたが、新型コロナウイルス感染症の関係から関連事業を中止としたことに伴い、594万8千円の減です。7目 商工費道補助金のプレミアム付き商品券発行事業では、9月補正において計上済みの事業補助として、165万円の新規計上です。

16款1項1目 歳出でもご説明しましたふるさと応援寄付金が当初見込みを上回ったことにより625万9千円の増です。

33ページをお開きください。

17款1項1目 減債基金繰入金及び4目ふるさと応援基金繰入金、並びに9目財政調整基金繰入金では、町税や繰越金などの増額や各種事業の精査により財源が確保されたことから、繰入金の合計9千643万円の減です。

18款 繰越金では、収支不足の財源として、繰越金1千409万9千円の増です。平成31年度からの繰越金については、繰越明許費分を除いた純繰越金が9千186万7千円になったことから、繰越金の現行予算額と今回の補正財源を合わせた6千696万4千円を除きますと、1千77万4千円が今後の補正に備えた留保財源になります。

35ページの20款 町債につきましては、辺地対策事業債で見込んでいました事業を過疎対策事業債へ変更、過疎対策事業債で見込んでいた事業を一般単独事業債に変更したほか、

各事業費の精査等で4千550万円の減です。そのほかは、第2条 地方債の補正で説明していますので省略いたします。

21款 法人事業税交付金では、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う、市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、都道府県に納付された法人事業税の一部を市町村に交付する新たな制度であり、平成28年度税制改正において創設されましたが、消費税率の改正が延期されたことに伴い、昨年10月1日から施行されております。本則は、各市町村の従業者数で按分して交付することとされておりますが、激変緩和のため経過措置が設けられており、令和2年度に交付される交付金は法人税割額を基に交付基準率が算出され、このたび初回の交付額が判明したことから、320万9千円の新規計上です。

以上、議案第5号 令和2年度 幌延町一般会計補正予算（第6号）の提案理由の説明いたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

4 番 植 村 敦 君

先ほど説明ありましたけども、宗谷本線のマイレール意識向上事業実行委員会に新規として80万円を支出しています。この実行委員会は、どういう組織なのか、活動内容を教えてください。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまの宗谷本線マイレール意識向上事業実行委員会に関する御質問ですが、こちらについては、宗谷本線の利用促進等々を図るという目的で、実行委員会を立ち上げておりまして、自治体としては、音威子府村と幌延町、そこに加えて、それぞれの村町の個人活動団体が入っているところです。また、後援といたしましては、北海道であったり、宗谷本線活性化協議会やJRさんなどを予定して進めております。

内容といたしましては、宗谷本線の利用を活性化するという事で、当初ですね、モニターツアーの検討などをやっておりましたけれども、コロナの影響が出ておりまして、どういった形でやっていくかというのは、今後検討が必要なんですけれども、沿線の利用の促進の取組をどうやって進めていくかという協議なんかも、この中で進めていくというような内容になっております。

4 番 植 村 敦 君

幌延と音威子府が中心となった推進事業ということなんですね。

その負担割合を同じ額なのでしょうか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

負担割合の話ですが、最初に音威子府村さんからお話があったということもありま

して、負担額については音威子府村が百万円、幌延町が80万円というようなことで予定しております。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

7 番 西 澤 裕 之 君

43ページになります。

廃止対象駅メモリアル企画として125万円新規計上されていますが、この委託先と、どのような事業計画なのかを御質問いたします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまの廃止対象駅メモリアル企画の御質問ですけれども、先ほどお話あったように上幌延と安牛が今年度廃止予定ということで、その廃止日に向けてですね、最後の盛り上がりということでイベントを行うことを考えております。内容といたしましては、先般、募集しておりますフォトコンテストの審査というのがございます。それに加えて、今回は、駅のライトアップであったり、運行最終日の様子の撮影を行うということを考えております。また、コロナの感染拡大の影響もありますので、リモートでの配信というようなものを考えておまして、それが対応できる事業者に委託するというような予定で予算を計上しています。

7 番 西 澤 裕 之 君

はい、わかりました。

次に、林業振興のほうで、森林整備促進事業で、人件費として277万7千円の減ということで、この人材を登用するのに大変苦勞されてるなというふうに思いますけれども、その辺、事業に支障がないのかどうなのか、お伺いします。

産業振興課長 山 本 基 次 君

林政アドバイザーの任用につきましては、森林環境譲与税を活用した整備事業を構築しようとしてるところなんです。それで今、担当のほうで、いろいろ事務作業進めてるんですけども、林政アドバイザーを任用して、アドバイスをもらうような体制まで、まだ、今年度も届いてないんです。最初にその体制を整えてから、任用して、一緒にアドバイスをもらいながら事業を進めていくようなかたちで、今、来年度に向けて、進めているところですので、よろしくお願ひします。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

ちょっと改めてお伺いします。

41ページにあります宗谷本線のマイレール意識向上実行委員会ですね、音威子府と幌延で作って、その二つの団体の名前は、宗谷マイレール意識向上実行委員会がいいんですね。音威子府と幌延で作ってるのが、この実行委員会であると、そこで180万必要だと。で、音威子府が百万、幌延が80万。で宗谷本線を盛り上げていくんですね話によれば。他の町村がこれに参加しないのは、なぜ参加しないで、音威子府は幌延だけに声をかけてきて、2つの町で立ち上げたかお伺いしたいと思います。

今後、まだ、ずっと宗谷本線が続くわけですから、毎年、幌延は、ここで実行委員会に80万、今年、来年も80万というふうに、予算を見積もっていくことになるのかお伺いした

いと思います。

それと、もう1点は、次のページの廃止対象駅メモリアル企画委託料ですね。リモートできる会社に頼む、ライトアップするところに頼む。委託先は複数あるわけですか、それともどっか一つにお願いして、リモートをやる、ライトアップする、その委託先が、それぞれ、振り分けて125万の予算を使っていくのかどうか、ちょっと改めてお伺いしたいと思います。

これはまだ先の話なんですけど、この廃止対象駅は、その後、どういうふうに幌延町は、していくのか。というのはその駅ですね、なくなるわけですから、そのなくなった駅をどこかに、展示するというか、展示するのか、もう完全に撤去しちゃって駅はなかったことにしちゃうのか、その辺をお伺いしたいと思います。

企画政策課長 角山隆一君

ただいまの御質問ですけど、まずマイレール意識向上実行委員会につきましては、宗谷本線の中で、廃止駅がある自治体ということで、まず音威子府さんは、特に積極的な活動を進められていて、その中で宗谷本線全体にこの動きっていうのは進めていこうという趣旨ではございますけれども、幌延町もですね、そういった意味で、秘境駅中心に鉄道事業に積極的に取り組んでいる自治体なので、まずは手を結びましょうというお話をいただいています。それと先ほどもお話ししたんですけど、自治体のほかに、音威子府村と幌延町の民間団体というか、個人団体も今のところ、その実行委員会に入る予定となっております。

また、メモリアル企画、こちらの委託については、予算の積算の中では、この業務を対応できる一社でというような中身で積算はしております、やはり、この特別なイベントをやるに当たっては、鉄道事業であったり、地元の状況なんかもよくわかっている方にやっただくのがいいのかなというふうには思っておりますけれども、状況によってはですね、必要があれば、分割発注ってこともあるかもしれませんが、今のところは1社での委託というようなことを考えております。それと、三つ目の廃止駅のその後なんですけれども、基本的には、駅舎であったり、備品類っていうのは、幌延町のほうで、何か、有効活用出来ないかということを考えておまして、ただそこに向けてですね、駅であれば今の場所に置いておくわけにはいかないということですので、それを動かすための費用ですとか場所だとかっていう今検討しているところでございます。

まず、この実行委員会を立ち上げるところが今のところの考えですので、引き続き何をやっていくかっていう点でいくと、今後の状況にもよるんですけども、観光列車の誘致ですとかそういったこともやればというふうに考えておりますので、その辺の費用についても、状況見ながらですけども、予算をですね、計上していく考えはございます。

3 番 斎賀弘孝君

二つの町だけじゃなくて、ほかの町村も入れてやっていかないと観光列車を呼ぶのも、なかなか御苦労するんじゃないかなと思うんで、ぜひ、音威子府から声をかけられたんなら、今度、幌延町からどこかの町に声をかけて、仲間に入れて、活動しやすいんであれば、よその町を入れたら活動しにくいんであれば、それだけ。それは実行委員会のほうで検討してやっていただきたいなと思います。

同じく、41ページの下にあります生活交通路線等維持費ですね。これはどこのことを言っているのか改めて確認したいと思います。

それで、先ほどの二つ目なんですけど、53ページの予防接種システム導入業務なんですけど、先ほどの課長の説明では、このコロナ関連で入れるということなんですけど、今後、コロナがどうなってるかわかんないですけども、そのコロナだけにしか使えないのか、他の予防接種でも使えるようになるんですか。

企画政策課長 角山隆一君

それでは、生活交通路線等維持費の件についてお答えします。

こちらはですね、沿岸バスが運行しております路線バスに対する補助金ということで、コロナによる移動制限等により、当初の見込みより、減収があるということで、その分の補填額を今回増額しているというところです。

保健福祉課長 村上貴紀君

予防接種システムの内容をですけども、提案理由の説明のほうで総務財政課長からもありましたとおり、新型コロナウイルスの予防接種が始まる前段でのシステム導入ということで国が想定しております。そちらの準備も含めて、元となる予防接種のシステム導入というところでいきますと、現在、16種類、現在、対象ワクチンの接種ありますけども、そちらの受診勧奨ですとか、接種履歴、またはクーポン発行などというところでの仕組みを現在システムを使わずにやっていますけども、このシステムを導入することによって、そちらの作業もこのシステムの中でできるということになります。

議長 長高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

5 番 無量谷 隆 君

35ページの中学校の改修事業ということで、単独事業債で増額になって、1千130万ですか。その下に過疎債の部分で減額になっているんですけど、これって、やり繰り上、こういうふうになったのか、その辺もうちょっと説明お願いしたいんですけど。

財政グループ主幹 古 草 勝 君

はい、只今の質問にお答えいたします。

当初予算におきまして、幌延中学校の改修事業につきましては、過疎債の適用を見込んで1千260万円の計上をしておりましたが、過疎債の起債の計画等の中で、過疎債の適債性を考えますと、過疎債ではなく一般単独債のほうが適用になるのなるという結論に達しましたので、今回、過疎債から落としまして、内容を精査し、金額を精査した上で、新たに一般単独事業債のほうで計上をしたところでございます。

議長 長高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

歳入のほうでですね、27ページの公営住宅で251万8千円の収入が減ということは、これだけ公営住宅に人が住んでいない。今、実際、幌延町、公営住宅で空きがあるということは、その人たちは出てきたのか、それとも自分で住宅を建ててそちらに移動されたのでしょうか。それをちょっとお伺いしたいと思います。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

お答えします。

当初予算時の公営住宅の入居戸数と、11月6日現在の公営住宅の入居戸数の差異については、マイナス2件というような数字になってます。数字的にはですね。

ただこの数字の中で、今回の補正で、公営住宅251万8千円の減となっておりますけども、この中で、特に目立つのが、公営住宅に入居されていて、高額所得者、いわゆる入居時は、公営住宅の入居基準以下の収入ではあったんだけど、数十年入居していただいた中で、給料が上がって行って、高額所得者、公営住宅法では高額所得者になった場合には、もう退去しなきゃいけないというルールがあるんですけども、そういう方々が住んでいた方が、2件ほど、特高賃のほうに住替えていただいた方が2件いらっしゃいまして、その方々の収入が結構な数字、この251万8千円の中の約半分ぐらいはその方々の家賃が占めてます。金額的にも、ちょっと大きな数字の減になってるっていうのが、主な要因となっております。

また、公営住宅につきましては、今現在、高齢者の方が結構退去されているということが現状で、町外への転出っていうのは本当に数件だというふうに記憶しています。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。ありがとうございます。

次に61ページにありますトナカイ観光牧場の花壇管理事業で、会計年度任用職員、行政職の方、1件ですよこれ。180万4千円。これ今、こういうふうにとナカイ観光牧場の花壇を管理してやっていた方が減ということなんですけど、今後どういうふうになるんですか。まだ、花壇の整備、トナカイ観光牧場の管理において、何か、来年度に向けて不安とかそういうのは起きてこないんですか、伺います。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまの観光振興管理費の会計年度任用職員の部分ですけども、こちらについては、観光振興管理費は、パンケ沼のトイレの清掃と幌延ビジターセンターの管理人の報酬なんですけども、こちらは、コロナウイルスの感染拡大によりまして、開館時期を延ばしてます。それに伴って、報酬が減額したということで、雇用の人数に変わりがあるものではございません。

また、トナカイ観光牧場の花壇管理事業に関しましても、同じく、作業員の作業開始期間を通常4月ぐらいから動き始めれるものを、6月に開始としておりましたので、その分の減額、また、7月以降、雨が多くて、稼働日数が減ったっていう部分も、その減の要因になってますので、雇用の人数については変わりございません。

4 番 植 村 敦 君

先ほど質問あった、35ページの件なんですけども、橋梁長寿命化が、辺地債で7千3百万なにがし。それが、減になって、過疎債に回って6千6百万なにがしと、今、先ほど質問があった中学校の改修事業、これが1千2百万が過疎債なくなって、一般単独事業債が1千1百30万という形になってます。

これは、事業債が変わることによって、補助率等の変更になるということだと思いますけども、補助率がどの程度の差があるのか改めて伺います。

財政グループ主幹 古 草 勝 君

ただいまの御質問でございますが、確かに辺地対策事業債から過疎対策事業債等へ振替た場合には、充当率等を変わってまいります、これに伴う影響額というのは、今すぐに算出できるところではございませんので、ちょっと回答のほうが出来ない状況ではございます。

ただし、間違いなく辺地から過疎ということであれば、影響額は減額になるのかなというところでは考えておりますが、本年度、辺地債過疎債につきましては、許可額、同意額等が下がっております。

従来、9割以上の確率で起債出来たものが、7割程度に下がって許可が出るというような状況でございますので、それを回避するために、事業のほうをやり繰りしまして、なるべく、影響の少ないように、検討を進めているところでございます。

4 番 植 村 敦 君

わかりました。そういうことで、別に過疎債の枠がなくて、一般単独債のほうに移したということじゃなくて、今言ったような理由があって、枠組みを変えたということだけなんですか。

財政グループ主幹 古 草 勝 君

幌延中学校大改修事業につきましては、事業の内容が過疎債に適さないのではないかと判断で、過疎債のほうから一般単独事業債にずらしたものでございます。適債性の観点から検討をしたというところです。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

7 番 西 澤 裕 之 君

このたびの補正は先ほど総務課長の説明にもあったとおり、コロナ感染症の影響で事業中止など、大変、コロナの影響を受けているというふうに感じております。先ほど同僚議員の一般質問でも、コロナ感染防止対策について質問があり、町長の答弁の中では、濃厚接触者が非公表になった場合、自治体のほうには一切、情報が入ってこないというようなお話もありました。感染者に関しては、非公表であっても、自治体のほうには、きちんと連絡が入るというふうに認識しておりますけれども、実際、自治体ができることって、限られているというのはわかりましたし、保健所の指示に従ってくれということだというふうに思います。

ただ、濃厚接触者になったり、感染した場合、そのあとの保健所の指示に従うというところは分かるんですけれども、そのあとの流れがなかなかわかってないのが皆さん不安になったりすると思うんですよね。濃厚接触者が自宅待機をした場合、何日間自宅待機をし、その

間、例えば、先ほど質問出ていた食料品だったり、日用品は、じゃあ、誰が運んでくれるのか、それとも、濃厚接触者自体は自宅待機であるけれども、買物には、出歩けるのかとかがあっていうその辺の正確な情報が、私も理解していませんし、理解してる人が少ないというふうに思っていますので、1度、その辺の感染者、もしくは濃厚接触者が、どういう流れで動いていくのかというところを、一度、特集みたいな感じで、情報を出すようなことっていうのを考えられるのかその辺お伺いしたいと思います。

保健福祉課長 村上 貴紀 君

ただいまの御質問ですけれども、濃厚接触者につきましては、濃厚接触者と判断された場合は、先ほどの一般質問で町長からの答弁でありましたとおり、市町村のほうには情報は提供されてこないということが決まっております。

陽性が判明した方が、自宅でというようなことにつきましても、現在、稚内保健所管内につきましても、基本的には入院、または、無症状者等の療養施設へ移動していただくということになっておりますので、想定としては、町と対策本部含めて、町としては、想定は今のところしておりませんが、事務局サイドとしてみましたら、先ほど答弁のほうをしたとおり、保健所と連携しながらということで、保健所が本人に指示した内容というところも踏まえまして、自宅待機で、本人が、食料等が自宅にないんだというような情報が保健所のほうからありましたら、そちらの状況に応じて、町のほうで食糧買い出しをして届けるですとか、その辺、臨機応変な対応をしていこうというような考えではあります。

ただ質問にありました期間ですね、自宅での待機期間、こちらにつきましても、濃厚接触者と判断された後、今のところ、即日、PCR検査の検体を採取し、翌日には検査結果が出るというような体制になっていると保健所のほうから伺っております。

また、陽性が判明したときには、早急に入院場所、療養施設の調整を行った上で、翌日または翌々日の移動というようなことで、今のところ稚内保健所管内では対応されているということですので、現在のところ、確認がされた1日、2日ぐらいが、自宅での待機というふうな形になろうかと思えます。

また、濃厚接触者の自宅の待機ですけれども、こちらにつきましても、保健所等々のQ&Aにも出てますけれども、基本的には、陽性が判明しているわけではないというところで感染者ということでの定義ではされていないので、一般の方と同等に不要不急の外出は控え、自宅で結果をお待ちくださいというような周知になっているということでございます。

また、不安解消という意味で一連の流れというところで周知出来ないかというようなお話ですけれども、いろいろなパターンがありますので、どのパターンで周知したらいいかというところにつきましても、この後、担当もしくは本部のほうで、検討させていただきまして、できる範囲で、不安の解消に努めていきたいというふうに思いますので御理解のほうお願いいたします。

2 番 佐藤 忠志 君

先ほど、斎賀同僚議員のほうからもありました観光振興事業費のトナカイ観光牧場の花壇事業、百万なにがしの減額になってるんですが、先ほど、答弁いただいた中では、4月を6月からにし、雨が多かったからだとか、いろんなあれをいただいたんですが、例えば、4月

から何月いっぱいまでだとか、そういう決まった形での雇用でないのか、雨降ったら休むんだとか、どのような雇用の仕方をしているのかお伺いしたいと思います。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまのトナカイ観光牧場の花壇の会計年度職員の関係でございますけれども、御質問あったとおりですね、稼働した日に応じて、報酬を支払いする形なので、基本的には10月ぐらいまでの作業をお手伝いいただくようなことで考えておりますけれども、その日の天候に応じてとか、作業に応じてというような形で出ていただいて、日数に応じて、お支払いしてるというような体系でございます。

2 番 佐 藤 忠 志 君

果たしてそれで、お願いされるほうが納得して、天気がいい時だけ賃金もらって、雨が降ったら休みですよと、そうするとその期間のもらうお金っていうのか、果たしてそれで納得して来てくれるんならいいんでしょうけど。そこら辺の不満だとか、もろもろないのか。

また、去年も猿払の合葬堂視察の帰りに見さしてもらったんですが、なかなか、花壇の規模等から見ても、維持管理が大変だなと思って見さしてもらってききましたですけど、そこら辺とこ、単刀直入に言うと、もう少しやっぱり管理が行き届いてないのかなとか、その辺もちょっと気づいてきたんですが。

ある程度、トナカイ観光牧場の花壇としての事業としてるんだったら、もう少し、やはり手を加えるべきなのか、手が回らないのか、そこら辺のとも人員が足りないのか。

そこら辺と今後の対策として、どう捉えてるのか、答弁をお願いしたいと思います。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問でございますけれども、雇用されてる方につきましては、こういった条件で募集というか、従事していただいております、かつベテランの方が多いという状況ですので、今、この状況に関して云々という話は、私は聞いておりません。

また、花壇の管理でございますので、やはり春先、花の見頃のシーズンに関しましては、草取りも含めて、かなり稼働日数が多い状況にはなっているところでございます。

また、花壇の状況というか土の性状とかによっても変わってくるのかもしれませんが、草取り作業については、やっぱり、結構大変ではあるというのは、現状、事実でございます。また、より良く見せてほしいとか、ケシの花に関しましても、もっとっていうような御意見は伺ってますので、できる範囲とはなりますけれども、工夫と見せ方についても、検討のほうはしていきたいと考えております。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号「令和2年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早坂 敦 君

議案第6号「令和2年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、国民健康保険納付金の確定に伴う精査、特定健康診査の受診者数確定に伴う事業費の減、前年度普通交付金等精算に伴う返還金の増などです。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から33万8千円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3億2千263万円にしようとするものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要をご説明いたします。

16ページをお開きください。

まず歳出ですが、1款1項1目一般管理費では、人事院勧告に伴う期末手当の率の引き下げ及び超勤手当の精査、共済費及び退職手当組合負担金の率の確定等により、人件費総額で13万1千円の増額です。3款国民健康保険事業費納付金は、今年度納付金の額の確定に伴い、1項医療給付費分で28万2千円、2項後期高齢者支援金等分で30万3千円、18ページの3項介護納付金分で24万3千円をそれぞれ減額しております。同じく18ページの6款1項1目特定健康診査等事業費は、特定健診の受診者数が当初の見込みを下回ったことから、事業費総額で105万6千円の減額です。7款1項1目償還金は、保険給付費等交付金及び特定健康診査負担金において、前年度精算に伴う返還金が生じたことから、141万2千円を増額しております。

次に歳入であります。14ページをお開きください。2款1項1目保険給付費等交付金のうち、特別調整交付金分は、当初予算で計上しておりました、オンライン資格確認等システム対応業務に関する道補助分が確定したことに伴い、25万9千円の増額。特定健康診査等負担金は、特定健診受診者数の確定に伴う精査により30万2千円の減額です。4款1項1目一般会計繰入金のうち、保険基盤安定等繰入金は、国民健康保険税軽減分や保険者支援分として一般会計から繰り入れを行うもので、精査した結果、106万3千円の増額。その他一般会計繰入金の職員給与費等及び財政安定化支援事業については、繰出基準に基づき精査した結果、12万9千円を減額しております。同じく2項1目基金繰入金は、今回の補正における国保会計全体の歳入歳出を精査した結果、決算補填のための基金繰入必要額が減となる見込みとなりましたので、377万2千円を減額しております。5款繰越金は、前年度からの繰越金が確定したことから、258万8千円を増額しております。6款2項1目雑入は、特定健康診査受診者数の確定に伴う一部負担金精査により、4万5千円を減額しており

ます。

以上、議案第6号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入・歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入・歳出、一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程14 議案第7号「令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

国民健康保険診療所事務長事務取扱 岩 川 実 樹 君

議案第7号「令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)」についての提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、採用募集中の看護師等職員の未補充や期末手当の支給率改正に伴う人件費の調整、医師業務強化費や看護師の産休等に伴う派遣看護師の派遣費用を調整するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ913万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,405万5千円にしようとするものであります。また、第2項の歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

20ページをお開きください。

まず歳出ですが、1款1項1目 診療所費の診療所人件費は、職員の期末手当支給率改正と、欠員で中途採用を見込んでいる看護師及び栄養士に係る人件費で、まだ採用に至っていないことから、欠員補充できなかった月分の人件費を調整するもので、給料で612万4千円の減、職員手当で458万7千円の減、共済費で339万1千円を減額補正しようとするものです。診療所業務費は、来月1月から看護師1名が出産及び育児に係る休暇を取得する予定ですので、それに伴う代替看護師として派遣看護師を依頼することとし、派遣委託料で

307万8千円を増額補正し、また派遣看護師が入居するための職員住宅に空きがないため、特定公共賃貸住宅に入居してもらう予定であることから、住宅使用料として20万1千円の増額補正をしようとするものです。診療所管理費は、令和3年3月から可能になるマイナンバーカードの健康保険証としての利用に備え、マイナンバーカードのICチップや健康保険証の記号番号等により保険資格をオンラインで確認するシステムの導入と炊飯器の故障に伴う買い替えで、一般備品で46万円の新規計上です。1款1項2目[医師業務強化費]ですが、常勤医師が出張等により不在となる期間に、代替出張医に勤務していただく場合の報酬、手当、費用弁償で、123万1千円を増額補正しようとするものです。

次に歳入ですが、18ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、この度の補正の調整により、913万2千円を減額補正しようとするものです。

以上、議案第7号の提案理由とさせていただきます。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入・歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入・歳出、一括の質疑を行います。

4 番 植村 敦君

21ページの今、説明のあった看護師の欠員それから栄養士さんも欠員しているということで、現在、実際のところ、産休の方も含めて、人員的には、3名の不足ということではないのでしょうか。

診療所事務次長 若本 聡君

ご質問にお答えいたします。

植村議員、ご指摘のとおり、看護師2名、栄養士1名の3名の減というふうになっておりますけれども、その内、派遣看護師を1名補充しておりますので、人数上2名となっております。

4 番 植村 敦君

このコロナ騒ぎで、報道等を見ていると、どこの大きな病院でも看護師さんの不足が報道されているんですけども、こういう地方の自治体の小さい病院での看護師さんの派遣要請というのには、どうにか対応してもらっているという認識をしてよろしいのでしょうか。

診療所事務次長 若本 聡君

お答えいたします。

実際、新型コロナウイルス感染症の影響で看護師不足という訳ではございませんので、今のところ、単純には看護師が退職ということでの減ということになっておりますので、いろいろな機関のところで募集などをかけて、採用に努めているんですけど、なかなか、採用に至っていないというような現状になっております。

議長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第8号「令和2年度 幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早坂 敦 君

議案第8号 「令和2年度 幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、税制改正に対応するための総合行政システム改修事業費の新規計上、後期高齢者医療広域連合納付金の精査に伴う減などであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から481万2千円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ4,680万6千円にしようとするものであります。第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。

まず歳出ですが、1款1項1目一般管理費では、令和3年税制改正に伴い、保険料の算定上必要な基礎控除が10万円引き上げとなることに対するシステム改修業務が必要となったことにより、委託料で58万9千円の新規計上です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、今年度納付金の額のうち、保険料軽減に係る補填分としての負担金及び療養給付費負担金の精査により、納付金総額で540万1千円の減額です。

次に歳入であります。6ページをお開きください。

2款1項一般会計繰入金は、繰出基準に基づきそれぞれ精査した結果、1目事務費繰入金で47万4千円の増、2目保険基盤安定繰入金で71万7千円の減、3目療養給付費繰入金で472万3千円の減としております。3款繰越金は、前年度からの繰越金が確定したことから、3万8千円増額してしております。4款2項1目雑入は、後期高齢者医療制度円滑事業費補助金の額の精査により、11万6千円を増額してしております。

以上、議案第8号の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入・歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入・歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16議案第9号「令和2年度 幌延町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上貴紀君

議案第9号「令和2年度 幌延町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、人事及び期末手当支給率等の改定に伴う人件費の調整によるもののほか、保険事業勘定で、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止とした地域支援事業の経費について調整するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額から480万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,689万4千円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定が2億5,904万6千円に、介護サービス事業勘定は784万8千円となります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要をご説明いたします。

20ページをお開きください。

まず、保険事業勘定の歳出ですが、1款1項1目の一般管理費では、本年度の人事、期末手当支給率の改定及び共済組合等の負担金の負担率の変更等に伴い、保険事業勘定人件費全体で、335万1千円の減額です。3款3項6目認知症総合支援事業費は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から開催を中止した、認知症研修会の業務委託料56万4千円の減額です。6款1項1目予備費は、開催中止とした認知症研修会開催経費の財源の一部としていました第1号被保険者保険料充当分12万9千円を、予備費に増額補正しています。

続いて、24ページをお開き下さい。

介護サービス事業勘定ですが、1款1項1目の一般管理費では、本年度の人事、期末手当

支給率の改定及び共済組合等の負担金の負担率の変更等に伴い、介護支援事業人件費全体で102万1千円の減額です。

次に歳入であります。18ページにお戻り願います。

保健事業勘定の歳入は、認知症研修会開催中止に伴い、2款2項国庫補助金21万7千円の減額、4款2項道補助金10万9千円の減額、6款1項2目地域支援事業繰入金10万9千円の減額です。6款1項4目その他一般会計繰入金は、このたびの人事及び期末手当支給率の改定等に伴う人件費の補正分、335万1千円の減額です。

続いて、22ページをお開き下さい。

介護サービス事業勘定の歳入ですが、2款1項の一般会計繰入金は、このたびの人事及び期末手当支給率の改定等に伴う人件費の補正分、102万1千円の減額です。

以上、議案第9号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入・歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入・歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17議案第10号「令和2年度 幌延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第10号「令和2年度 幌延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な理由は、事業の執行精査により現行予算に過不足が見込まれることから、これを補正するものであります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ65万5千円を増額し、歳入歳出の総額を7千192万円にするものであります。

第2項の第1表 歳入歳出予算補正につきましては、6ページ以降の歳入歳出補正予算事

項別明細書の説明により代えさせていただきます。

第2条の第2表地方債補正であります、4ページをお開き願います。

起債対象事業の簡易水道施設改修事業は、限度額620万円から600万円に、地方公営企業法適用化事業は、限度額を310万円から240万円に、それぞれ事業執行により減額するものであります。

以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。22、23ページをお開き願います。

1款1項1目水道管理費の簡易水道事業人件費は、事業費支弁の減額補正や人事院勧告による期末手当の支給率変更や共済費、退職手当組合負担金の率の確定などにより、給料34万円の増、職員手当2万6千円の減、共済費10万9千円の増、総額42万3千円を増額するものであり、委託料は、事業執行により不用額が見込まれることから、84円を減額するものであります。

2目水道整備費の工事請負費は、事業執行により不用額が見込まれることから、39万6千円を減額するものであります。

4目積立金の建設改良基金14万6千8百円の増は、現行の収支見込みにおいて、財源に一部余裕があることから、これを積み立てるものであります。

次に歳入であります、20、21ページにお戻り願います。

4款1項1目一般会計繰入金の24万3千円の減は、事業執行により起債額が確定したことから、一般会計からの水道整備費に要する所定の繰入金を減額するものであります。

5款1項1目繰越金は、前年度決算により繰越金が382万7千円と確定しましたので、現行予算202万9千円の差額の179万8千円を増額するものであります。

7款1項1目簡易水道事業債の簡易水道施設改修事業、並びに2目公営企業会計適用債の地方公営企業法適用化事業は、第2表 地方債補正でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、議案第10号「令和2年度 幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第11号「令和2年度 幌延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田 幸司 君

議案第11号「令和2年度 幌延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な理由は、事業の執行精査により現行予算に過不足が見込まれることから、これを補正するものであります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1千760万7千円を減額し、歳入歳出の総額を1億7千793万4千円にするものであります。

第2項の第1表 歳入歳出予算補正につきましては、6ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。

第2条の第2表地方債補正であります。4ページをお開き願います。

起債対象事業の個別排水処理施設整備事業は、限度額800万円から650万円に、下水道施設改修事業は、限度額1千260万円を760万円に、地方公営企業法適用化事業は、限度額1千60万円を790万円に、それぞれ事業執行により減額するものであります。

以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。18、19ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の下水道事業人件費は、人事異動並びに事業費支弁の減額補正や人事院勧告による期末手当の支給率変更や共済費、退職手当組合負担金の率の確定などにより、給料31万4千円の増、職員手当24万1千円の増、共済費18万7千円の増、総額74万2千円を増額するものであり、委託料は、事業執行により不用額が見込まれることから、266万2千円を減額するものであります。

2目施設管理費の委託料は、事業の執行により不用額が見込まれることから、総額460万9千円を減額するものであります。

3目施設整備費の一般職給料34万円、共済組合負担金12万円は、それぞれ事業費支弁分の減額補正で、委託料の34万8千円、工事請負費の753万5千円は、事業執行により不用額が見込まれることから、それぞれ減額するものであります。

5目個別排水施設整備費の委託料120万5千円、工事請負費151万8千円は、事業執行により不用額が見込まれることから、それぞれ減額するものであります。

次に歳入であります。16、17ページにお戻り願います。

1款1項2目個別排水分担金は受益者分担金の確定により、9万円の増額であります。

3款1項1目下水道費国庫補助金の社会資本整備総合交付金161万円の増は、国の2次配分により交付金が追加充当されたことによるものであります。

4款1項1目一般会計繰入金金の減は、歳出予算の減額補正に伴い、繰入金金が減額となるも

のであります。

7款1項1目下水道事業債の個別排水処理施設整備事業、下水道施設改修事業、並びに公営企業会計適用債の地方公営企業法適用化事業は、第2表地方債補正で説明しましたので、省略させていただきます。

以上、議案第11号「令和2年度 幌延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議第1号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査・研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事項・事案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修、各常任委員会等の調査・研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって派遣する議員は、議長において指名することに決定しました。

日程第20 発議第2号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

令和2年11月27日付をもって、まちづくり常任委員長、情報推進常任委員長から所管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ別紙のとおり閉会中の継続調査の申入れがありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これにて、令和2年第8回幌延町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

(16時07分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 5番 無量谷 隆

署名議員 6番 吉原哲男

以上、記録する。

主 事 満保希来